

—

計画の基礎の三十二万人が二十一万、十八万といふうに絞られていくわけがありますが、そういたしますと、今まで監理委員会が意見書で述べおりますことが全然共済年金に対しましては適合しない、そういう結果になりまして、ここに非常に大きな、年金改革の第一段のロケットが空中分解をするような、そういう状況になつておるのが、今の実情であります。そのことは、再建監理委員会は意見書を書くに当たつて事態の推移といいうものを承知しないでお書きになつたのではないのか、こういうふうに私は判断せざるを得ないのであります。が、監理委員会側の御意見をお聞きしたいと思ひます。

○加藤参考人 お答えいたします。

きょうは龜井委員長が出席しております。私がわりにお答えをさせていただきます。

今御質問のございました点でございますが、私自身、今、国鉄の経営をいかにして立て直すかということが極めて重要な問題であると考えております。したがつて、このような国鉄の改革をやることによってその後どういうふうな問題が起こるか等については十分考えておきながら、しかしながら経営形態を効率化する、その効率化することによつてそこにどのよくな問題が起こるかと、いうことを考へる、これが筋道であると私は考へて、効率的な経営形態の検討を先にしたわけでござります。

以上でございます。

○大原委員 私が言つているのはそういうことではないのですよ。そういうことの国鉄に対する認識が問題ではないかということを言つてゐるのであります。基本認識の問題であります。

つまり、昭和五十九年の現状を見てみまして、も、国鉄の退職金と共済年金に対する支出は一兆円を超えて、国鉄の人員費に匹敵するわけですから。それを三十二万人体制で財政調整計画をつくりつておるわけですが、この三十二万人を二十五万人、二十二万人、そして十八万三千名まで絞つて、いこうというわけです。それが絞られてまいりま

すと、監理委員会意見に基づく収支の見通しの変化につきまして、ここに材料を出しておりますが、昭和六十年、六十一年、六十二年、六十三年、六十四年というふうに五年ごとに年金は財政計算いたしまして、加藤委員、あなたが知つておるとおりであります、そして保険料と給付の見直しをするわけですが、その年金改革の二段ロケットは国民年金、厚生年金の統合で、ことしの四月に成立しております。第三段ロケットが今度の共済の法案。その第一段ロケットが発射されて空中にある途中で、昭和六十三年には国鉄共済年金がパンクをする。パンクをするというのはどういうことかと、掛け金を掛けておる現職の五十歳以上の人あるいは五十歳以下の、四十六歳との間の人は減額年金ですが、そういう人がどんどんやめていますと、高い方の保険料、率で取つているのですが、高い方の保険料があつと減りまして、そして年金受給者がばあつとふえてまいりますから、貯金に支払つている額よりも共済年金で支払う額の方が多くなるわけですよ。国全体の支出といたしましては逆転するわけですよ。

しかも、總理大臣に聞いてもらいたいのです。が、今の国鉄は、明治以来ずっとやつてきて、戦争中も軍隊と同じように、私が調べてみますと國民義勇戦闘隊を編成いたしまして軍人と同じようにやつてゐる。戦後は経済復興で、経済や輸送の基幹といったとして総力を結集してやつたわけです。最高六十二万人おつた。それが三十二万人になり十八万人にならうとしているのですが、それが財政再計算の途中でパンクするわけですよ。そういう事態を放置いたしますと、五十万人の年金受給者に対しまして非常な不安を与える。保険料を払つておる人に対する不安を与える。周辺の人に対しましても不安を与える。

そういう重要なことについて、監理委員会は人員削減だけを提示いたしまして、国鉄共済年金の問題は終わりの方におぎなりでちょちよつとつけてある。そんな無責任なことは、国鉄の実態といふものを本当に知つてやつたのかどうか、私

○加藤参考人　ただいまの問題でございますが、私は先ほど申し上げましたけれども、国鉄の効率化を図るということになれば、当然そこに今おしゃつた問題が起こってくることについては十分に検討いたします。そのことを申し上げたのであります、もう少しそれを申し上げてみますと、既に御説明がございましたけれども、年金財政について、國鐵は既に危機的な状況にございます。その危機的な状況ということから、昭和六十年度から財政調整五ヵ年計画が行われまして、そして

国家公務員あるいは日本電信電話株式会社あるいは日本たばこ産業株式会社の各共済組合から援助を受けております。

それで、国鉄 자체の要員合理化と当委員会の国鉄改革に基づく要員規模の影響を考慮いたしますと、今後年金財政が厳しくなるということは我々一同すべてがよく考えていることだと思います。そこで、ここに今私が申し上げますのは、当委員会をいたしまして、政府において国鉄共済年金についての公的年金全般による調整方策及び公的年金制度の再編成についての検討が速やかに行われることを期待し、その旨意見を提出した、こういうことでございます。

したがつて、国鉄共済年金の問題につきましては、国家公務員等共済組合審議会あるいは社会保障制度審議会などにおきましてその議論を踏まえ適切な処理が行われるものということを我々は考えておりまして、そのような考え方から進めてまいりましたが、国鉄再建監理委員会がそれ以上具体的な問題に入るということにつきましては、当委員会の所掌事務をいたしましては適当でないと考えました。したがつて、意見はこのような形で出しましたわけでございます。

四兆九千億円を出しておるわけです。その積算の根拠とかこれからの方針について聞きたいのですが、時間が惜しいですからこれはやりません。しかし、それ以外に年金自体についても、年金は行政改革の中では非常に大きなウエートを占める。しかも国鉄共済年金は歴史的に一番古いのです。ですから、これが崩壊するようになれば日本の皆年金体制は崩壊するのです。であるとするならば、国鉄のこのような人員削減に伴う年金給付の増大、支出の増大について何らかの方向を示さないと、どこが、だれが負担して処理するかということがわからぬではないですか。そういう問題についてはこの委員会ではずっと初め以来議論になつておるわけであります。ですから、あなたの御答弁は答弁にならない。国鉄共済年金の重要性について全然認識をしていない監理委員会の態度を私は厳しく指摘しておきまして、これはまたあと時間がございましたら質問することにいたします。

はどのようにお考えであるか、所信を総括的に明らかにしていただきたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 国鉄共済年金の問題は非常に重大な、大切な問題であると考えております。国鉄の改革に伴いまして当然従業員の皆様方の雇用問題というものが出てまいりますが、現在においてすら既に年金の費用を負担している方と受給している方とのバランスが逆比例になつておりまして、これ以上さらに雇用関係が悪化する、整理が行われるということになると、アンバランスがなおひどくなつてくるということは明らかのことです。にもかかわらず国鉄の改革を行わなければならぬという観点からしますと、企業形態並びに従業員の皆様方に対しまして、まことに忍びざることではあるけれども、ある程度の我慢をしていただかざるを得ないという状況になりますて、再建監理委員会からそういう国鉄再建を中心に考えた答申も出てきております。もちろんその中には年金問題も考慮に入れておることは当然のことです。

しかし、政府といたしましては、この国鉄再建監理委員会の答申をいただきまして、一面において国鉄の事業 자체の再建、長期的安定といふものを考えると同時に、また一面におきましては、従業員の雇用問題や、あるいは年金問題についても重大関心を払わなければならない、そういう立場にございまして、その点につきましては、我々としては今後とも誠心誠意努力してまいりたい、そう思つておるところでございます。

一方におきまして、今国会におきまして、きょうも御審議をいただいております共済年金関係については、これは国鉄以外の公務員、地方公務員や農林関係あるいは私学関係その他の皆様方の年金の問題、これは昨年の二月に閣議決定いたしましたロケット順序に従いまして、今進めておる一環としてこの問題が出てきておるわけでござ

います。

しかし、先生が御指摘になつてゐるやはり国鉄を救うために、今までの既存の公社の皆様方あるいは電電とかあるいは専売公社とか、そういう方々にもいろいろ犠牲の御負担をお願いをいたしております。そうなりますと、将来の問題として国鉄の年金を救うためには、そういうような今までの既存の考え方等も考慮しつつ、しかしながらいろいろ今後想定されるあらゆるケースに対応いたしまして政府としても深く考え慎重に考慮しておられます。

○大原委員 余剰人員の削減というところへ焦点を絞つて、そしてこれを最大限に行うということでお話し、分割・民営の問題が起きる以前以後の問題を通じまして政府に対しまして監理委員会は意見を出しておるわけです。ところが、分割・民営の議論は国会でもこれから議論するのですよ。そして人員と共済制度の関係は共済制度自体にかかわる問題ですよ。そういう問題について一知半解の認識を持つて、そして一方的に押しつけるというのにおかしいじゃないかということを指摘をしたのです。それと一緒に、総理大臣、監理委員会が言ったから御無理ごとも最大限に尊重しますといふ閣議決定をやるなんということは不見識じやないかということを私は指摘をいたしております。その点で総理大臣の認識をきつとつともらうたいという気持ちであります。

○門田政府委員 お答え申し上げます。

昭和六十年度から六十四年度までの五年間財政調整計画ということをやつておるわけでございまして、この間一年平均四百五十億円という金額を国家公務員共済、電電、たゞこの組合から出しておるわけでございますが、先ほど来お話をござい

ました監理委員会の計数を前提にいたしまして概

算いたしますと、この六十四年度までの五年間におきまして一年間平均、その上にさらに退職する人がどういう年齢層であるかということでこれはやや違つてしまりますが、七百億円ないし八百億円の不足が生じる、こういうふうに見込んでおり

ます。

○大原委員 審議官、昭和六十年、六十一年、六十二年にかけましては一年当たり七百億円から九

百億円。これは監理委員会の意見を分析した資料がありますよ。それから六十三年から六十四年に八百億円から千百億円、六十四年から六十五年まで三千億円ないし四千億円。これは退職する層によって多少違うわけですからそれはいいです。私の方で指摘をしておきますから。

それで問題は、大藏委員会や地方行政委員会や農林水産委員会、各常任委員会における各閣僚の答弁を見てみると、これはまさに百鬼夜行である。これが統一した政府であろうか、中曾根内閣は統一しているのだらうか、こういう疑惑を持つようなものである。

そこで、国家公務員等共済組合審議会が少數意見を付して答申をいたしておりますが、その中で満場一致答申をいたした中に、大藏大臣の答弁にも出てまいりますが、こういう答申がございます。門田審議官が指摘をいたしましたように一年間に平均で四百五十億円、一人月に千二百円ずつ国家公務員の連合会の組合員とそれから二公社、NTT、たゞこの組合員が保険料から拠出をいたしまして、そして国鉄の救済措置と財政調整計画をやるわけですが、これが第一段ロケットですが、これが今のお話のように大きな收入欠損を生ずるのであるが、審議会の満場一致の意見は、昭和六十一年から六十四年までの五年間については泣く泣く了承いたしましたよう、やむを得ません、しかし六十五年以降あるいは月に千二百円以上、これにつきましては、三者構成の関係者は、国家公務員共済と旧二公社が負担することはできません、こういう答申を出しておりますが、大藏

大臣はそのことを御承知でありましようか。

○竹下國務大臣 よく承知いたしております。

○大原委員 自治大臣、地方公務員共済審議会も三者構成です。地方公務員共済組合審議会は、地方公務員等共済組合法の内部で赤字組合がどんどん出ておるのを救済しているのであるから外に向かって国鉄共済を救済するようなことはできません、そういうことを分析いたしまして満場一致で答申をいたしております。

その答申の主な国鉄共済年金における連合会の問題点、それから自治大臣としての、地方公務員共済の管轄大臣としての御見解を聞かせてもらいたい。

○古屋國務大臣 地方公務員共済組合審議会から答申が出ておることはお話のとおりでございません。答申ももちろん私ども自治省としても十分尊重していくつもりでございまます。

ただ、お話のようにお話にございましたこの問題を十分検討する、その検討の中におきましても私の今申しましたような趣旨を生かしてまいりたい、こう思つております。

○大原委員 自治大臣、国鉄共済年金のグループがさらにつき大きな赤字が出て国鉄共済は空中分解するのですよ。それを救済するというふうなことは内部の事情からこれを超えてやることはできませんし、やることは反対ですと言つてあなたは答弁しておりますよ。

○古屋國務大臣 私はそういう答弁をしておりまます。今のお話のよう、政府において統一的にこの問題は必ず検討するというお話でございまます。今のところは、その中で私どもは今申しました答申の趣旨を尊重いたしながら考えていく、こういう意味でございます。

○大原委員 農水大臣、あなたは農協関係の年金管轄大臣であります、農林年金は国鉄の共済の援助を要請されましらできる余地がありますか、やるといふ方針ですか。

す。

○大原委員 あなたはだれに遠慮しておられるのかおびえておられるのかわからぬが、私が地方公務員共済の大体のことを言いますと——これはそういう意味でございます。

ことは私もよく承知をしております。ただ、政府で検討する、必ず解決する、その中でこの私の問題は必ず検討するというお話でございまます。私としては、地方行政委員会で言いましたことで、私としては、

濟は八十九ほど単位組合があるわけです。公立学校と警察共済があるわけです。これは後で言います。それで八十九の単位共済の中にはグループがございまして、吳とか鹿児島とか大牟田とかいう都市共済があるわけですね。その都市共済が三十の中で半分以上、十九もどんどんパンクしておるわけです。それは保険料の三割を基金としてやつて、言うなれば再保険のような形で裏づけをしておるわけです。ですから、赤字で高い保険料を出すような形の財政負担のあるところで国鉄共済

のです。それは保険料の三割を基金としてやつて、と言うなれば再保険のような形で裏づけをしておるわけです。ですから、赤字で高い保険料を出す

のです。それを救済するために大連合をつくつておるわけです。皆通転しておるわけです。そういうふうにずっとたくさんパンクいたしておりますから、それを救済するために大連合をつくつておるわけです。それは保険料の三割を基金としてやつて、と言うなれば再保険のような形で裏づけをしておるわけです。ですから、赤字で高い保険料を出す

のです。それは保険料の三割を基金としてやつて、と言うなれば再保険のような形で裏づけをしておるわけです。ですから、赤字で高い保険料を出す

のです。それは保険料の三割を基金としてやつて、

か、どうですか。はつきり言いなさい。

○古屋國務大臣 審議会の答申は今先生のお話のとおりでござります。私どももそういうことは地方行政委員会等で答弁をしております。

お話のよう、今政府において一体としてこの問題を検討するということがございました。その問題を検討するということがございました。その統一見解に沿いまして、その中で私どもは今申しました答申の趣旨を尊重いたしながら考えていく、こういう意味でございます。

○大原委員 農水大臣、あなたは農協関係の年金管轄大臣であります、農林年金は国鉄の共済の援助を要請されましらできる余地がありますか、やるといふ方針ですか。

この連合審査会には実は総理大臣が出席される縦に沿つて共済法案の成立後できるだけ速やかにとともに各大臣も出席されておりますので、年金共済制度の所轄大臣としての個々の見解を申し上

げることは差し控えさせていただきたいと思いま

す。

○大原委員 これは大変だ。だれが口をとめたのですか、そんなことを。閣僚ですからあなたは農林水産委員会におきまして答弁しておる、このことを否定しますか。全部ここに書いてあります

が、これを否定するのですか。

○佐藤國務大臣 お答えします。

今申したとおりでございます。

○大原委員 文部大臣、あなたは私学共済管轄ですが、あなたの考えを聞かせてください。あなたは少しははつきりしていることを言うだろう。

○松永國務大臣 国鉄共済敷設の具体的な手順、方法等については、共済法案の成立後できるだけ速やかに政府部内での協議に着手することになるとおるというふうに承知いたしております。

○大原委員 連合審査に臨むに当たつて何か約束でもしているのか。全然答弁にならぬじやないですか。

それでは一番問題の、関係大臣では国家公務員と国鉄共済を担当しております竹下大蔵大臣の答弁。

○竹下國務大臣 この国鉄の問題につきましては、国鉄共済に対しても、少し長くなりますが、財政調整五ヵ年計画により国鉄の要員三十二万人を前提とし、先ほど来るる述べになつておることと重複いたしますが、国家公務員、電信電話、たばこ産業の三共済により昭和六十年度から六十四年度まで毎年約四百五十億円の援助を行ふこととしておる。しかし、今後国鉄再建計画が具体化されれば近い将来国家公務員等の三共済のみの援助では対応困難な事態になることが予想されますので、将来にわたつて年金支給を維持し得るような対策を講ずる必要があります。

その具体的な手順、方策等につきましては、先ほど来各大臣がおつしやつておりますように、共済法案の成立後できるだけ速やかに政府部内での協議に着手することとしたい。この場合、国鉄共済問題については国鉄改革の重要な一環として、国鉄改革の具体化に応じてこれまでの経緯を踏ま

えつつ財政調整計画のあり方、それぞれの役割等

について検討すると同時に、年金一元化の観点から所要の検討を行い、関係者の理解や国民的合意を得ることができる適切なものとしなければならない。そこで、国鉄共済年金の支払いについては、昭和六十四年度までの支払いに支障を生じないよう政府が責任を持って解決策を講ずる、こ

のように申し上げてきたわけであります。

○大原委員 それでは、年金担当大臣、厚生大臣、担当大臣でもよろしいが、あなたは、この議事録を見てみると、国家公務員とか地方公務員など

どつちで答弁してもよろしい、厚生大臣でも年金

担当大臣でもよろしいが、あなたは、この議事録

を見てみますと、国家公務員とか地方公務員など

でください。

○竹下國務大臣 まず経過的に申し上げますと、先ほど來の議論のいわゆる第一段ロケットの際に私が感じましたのは、労働者連帯とはかくもとうといものであるかといふ、涙が出るほどのうれしさを感じたわけあります。したがつて、その労働者連帯をさらに広げられないかという考え方を

個人的に持つたことがござります。そしてさら

に、厚生年金等々、使用者側も支払いますから、それをさらに拡大していくべきにいわゆるオーバル日本になる、こういう感じで話を申し上げたわ

けでございます。

そのオール日本という表現は非常に抽象的でございませんが、その狭く限定した関係者ののみでなくいわば国民全体、こういうような気持ちも私の答

えの中になかつたわけではなく、いささか感覚的にオーバル日本、こういうことを申し上げたわけであります。

そういうことなんですが、そういうことから言

うならば、開始年齢と保険料負担と給付をバラン

スをとる、基礎年金を導入して官民格差を解消す

る、そういう年金改革の中で、国鉄共済年金につ

いて、監理委員会の意見について言うのですが、

もつとちゃんと認識してもらいたいという点です

が、報酬比例の社会保障的な部分について歩調を

そろえるんですよ。しかしこの国鉄のような問

題、あるいは、きょうは見えているはずですが、

警察のような問題、自衛隊の問題は、定年も若い

のですが、しかし五十五歳年金開始の特例をやつ

ているのです。五十五歳年金で減額年金を置いて

いるが、五十五歳の年金ということになると、他

の公務員共済その他全部の共済は事実上定年が六十なんですよ。五十五と六十の差があるというこ

とは莫大な支出の差があるんですよ、防衛庁共済

は、事実上、警察共済と消防共済、同じです。

〔越智委員長退席、阿部委員長着席〕

……〔それは速記録の中から訂正してあるぞ〕と

呼ぶ者あり〕これは大蔵大臣が言つたものを引用

したんですから、大蔵大臣を追及しなければならぬ。つまり、二重人格、三重人格でやつておるわ

けですよ。だから、年金改革の議論が焦点が合わ

ないんですよ。年金担当大臣は宙に浮いちやうわ

けですね。

私の意見を言いますよ。私は、年金改革とい

うのは、いいか悪いかは別にいたしまして、これで

基礎年金を導入するわけです。これで全部できるわけです。これはカナダ、スウェーデン、オラン

ダ、ベルギー、イギリス、それからノルウェー、

フィンランド、そういう北欧型の横割り年金を導入いたしまして高齢化社会に対応しようというの

ですが、できるかどうかなどという議論があります。それで、二階の報酬比例部分については保

料と給付のバランスをとる、開始年齢もバランス

をとる、こういう原則で公的年金統合をやろうと

いうわけですよ。閣議であなたが決めたことわかれましたか。私の言つてのことわかりました

か。

そういうことなんですが、そういうことから言

うならば、開始年齢と保険料負担と給付をバラン

スをとる、基礎年金を導入して官民格差を解消す

る、そういう年金改革の中で、国鉄共済年金につ

いて、監理委員会の意見について言うのですが、

もつとちゃんと認識してもらいたいという点です

が、報酬比例の社会保障的な部分について歩調を

そろえるんですよ。しかしこの国鉄のような問

題、あるいは、きょうは見えているはずですが、

警察のような問題、自衛隊の問題は、定年も若い

のですが、しかし五十五歳年金開始の特例をやつ

ているのです。五十五歳年金で減額年金を置いて

いるが、五十五歳の年金ということになると、他

の公務員共済その他全部の共済は事実上定年が六十なんですよ。五十五と六十の差があるというこ

とは莫大な支出の差があるんですよ、防衛庁共済

は、事実上、警察共済と消防共済、同じです。

〔越智委員長退席、阿部委員長着席〕

……〔それは速記録の中から訂正してあるぞ〕と

呼ぶ者あり〕これは大蔵大臣が言つたものを引用

したんですから、大蔵大臣を追及しなければならぬ。つまり、二重人格、三重人格でやつておるわ

けですよ。だから、年金改革の議論が焦点が合わ

ないんですよ。年金担当大臣は宙に浮いちやうわ

けですね。

私の意見を言いますよ。私は、年金改革とい

うのは、いいか悪いかは別にいたしまして、これで

基礎年金を導入するわけです。これで全部できる

わけですね。

私は、年金改革とい

うのは、いいか悪いかは別にいたしまして、これで

基礎年金を導入するわけです。これで全部できる

ことで定年と合わせることになるだろう。そうすれば、その間のことについては国が見なければいかぬだろう、こう思うのです。

今国鉄共済年金は、監理委員会が人員削減を最大限やれ、事前にもうどんどんやれと、まるで無視したようなことを言っているのですが、そういうことをやつてまいりますとどうなるかといえば、五十五歳以下で四十六歳ぐらいまで今減額年金をもらえるわけです、一年間マイナス4%で。

そういうことになると、どんどん減額年金をもらわせて追っ払っていくわけですよ。そうすると、保険料を負担する人が少なくなつて、給付をもらう人がどつとふえて、貯金よりも年金の方が高くなる。事実上五十五歳、五十歳、四十六歳、どんどんやめているんです。それを国家公務員共済、地方公務員共済、農林共済、私学共済、他の共済が全部寄つて、自衛隊も今、月に千二百円、防衛庁共済も出しています。それがみんなで寄つたからって、政府の施策、これはまだ決定しておらぬのに事実が進んでいるのですが、そういう事実に基づいて、崩壊している国鉄共済を……これは國の方針でしよう、行政の方針でしよう。それを社会保障の保険料負担の中でもカバーするのですから、そういうことは年金の統合とかバランスの確保とか官民格差解消と結果といたしましては反することなんです。

国鉄は企業年金としての一一番長い歴史を持つてゐる。昔は判任官以上だった。雇用員もある、

そういう国鉄の古い共済。日本の基幹産業でした

から。その行政改革による出血の穴埋めを他の

共済年金の保険料ですることで筋が通らない

。そういうことについて監理委員会も、それを受けた閣議も議論しない、各共済審議会においても、各大臣も責任を持つてやらない。年金担当大臣が、たとえ総理、総裁の候補者であろうとも竹下大蔵大臣を抑えてこうあるべきだということをやらないと、年金を守ることにならぬじやないか。そういうことにおいて中曾根内閣の年金に対処する方針は根本的に誤つておると私は思つてお

る。

だから、私が言つたような原則で整備をしない

と、報酬比例部分を含めて給付の公平と負担の公

平、そして開始年齢の歩調をそろえて日本の告年

。

金体制でやつていこうということになりませんよ。このことは非常に重要な問題でござりますし、これはしばしば閣議、閣僚懇談会等で議論されていいる問題です。私も党の全権委任を受けて、閉会中審査については反対いたしましたが、問題

点については自民党的責任者との間において煮詰めて議論したのです。ここに問題があることはつきりいたしました。いたしましたが、これを政治力をもつて解決する態勢がないということです。共済の審議に入ったわけです。

閣僚懇談会においてどういうふうにこの問題が議論されたかということを、ひとつ官房長官御答弁ください。

○藤波国務大臣 今般の共済年金法案を御審議をお願いしてまいりました。政府といたしまして、政府といたしまして、年金担当の厚生大臣を中心

ておりますし、当然それぞれの委員会での御審議に對応するために政府といたしましてのいろいろな意見の交換もしていかなければいかぬ、こうい

うふうに考えまして、年金担当の厚生大臣を中心におこなって、たびたび年金問題についての閣僚懇談会を開きまして、いろいろな意見の交換をいたしてきたところでございます。

その中で、閉会中にも、今大原委員からお話をございましたように、各党のこの問題についての御意見なども自民党からいろいろ伺つていただきたいと思います。閣僚懇談会を開きまして、いろいろな意見の交換をいたしてきたところでございます。

そこで、閉会中にも、今大原委員からお話をございましたように、各党のこの問題についての御意見なども自民党からいろいろ伺つていただきたいと思います。閣僚懇談会を開きまして、いろいろな意見の交換をいたしてきたところでございます。

私は、七月に話を始めました。当時は、出口で解決する、国鉄の監理委員会の意見に基づく分割・民営の議論をするときやろうというふうな考え方もある一つあるなと思っておりました。しかし、それは今申し上げましたような経過からいまして、そういうことはない、入り口でこの審議中に

解決しないと一段ロケットの財政調整五ヵ年計画

。

○藤波国務大臣 ただいま申し上げてまいりました

たように、国鉄共済の問題は非常に大きな問題で

あり、その解決を迫られているという大きな問題

意識を持っておられるか、お聞かせください。

○藤波国務大臣 ただいま申し上げてまいりました

たように、国鉄共済の問題は非常に大きな問題で</

年計画は、事実上パンクしているのです。これは国家公務員や二公社に全部関係あるわけです。答申にも出ておるわけです。法律にも出ておるわけです。他の共済にも全部関係あるのです。保険料負担で、これから五カ年間にどういう保険料を負担して給付をするかということ、この四共済の審議は一緒にやつております。昭和六十五年と七年、七十年が年金統一でしょう。このことについてちつとした審議をしないと、年金の統一の展望は開けない。そういうふうないわゆる出口論による答弁では私は納得しません。何のために連合審査をやつたかわからぬじやないですか。入り口のところで、ここで審議するところで連合審査をやつたということは、その中身をここでできるだけ明らかにする、そういう責任が国会にあると私は思うのです。その私の質問に対して答えてください、官房長官。

○藤波国務大臣 十分誠意を持つて今後検討してまいりたいと思いますので、まず、共済年金法案の成立をお願いをいたしました、その後に検討を進めていくようござひお願いをいたしたい。深い御理解をいただきますようお願いをいたします。

○大原委員 今、年金改革の第一段ロケットから三段ロケットまで話をいたしましたが、第一段ロケットが空中分解しようとしているのだ。これは

全部の共済に影響があるのだ。だから、入り口に

おいて大方の内容について政府の決意を聞かなければ、日本の年金制度をこれからどうしていくこ

とということについて方途はつかめない。ですから私は委員長、全然答弁に納得できません。今の答弁では納得できぬ。政府の私の質問に対する答弁、質問をするのですから質問に対する答弁をきちつとしてもらいたいことは、例えば金丸衆言じやないけれども、読売、各社の社説もちゃんとやつているじゃないですか。割合年金については冷淡であったと思われる人々もみんなやつていいじやないか。そういう衆人環視の中で議論するときに、この問題についてじつかりした答

弁、責任ある答弁をやらないでばらばらで答弁をして、後でやりますというようなことは絶対ダメですよ、これは、委員長、善処してください。どうしますか。

【同部委員長退席、越智委員長着席】

○越智委員長 速記を入れて。

内閣総理大臣、答弁を求めます。

○中曾根内閣総理大臣 先ほど官房長官が次のよ

うな趣旨の御答弁をいたしました。

國鉄共済の年金財政は、今後國鉄再建計画が具

体化されればさらに厳しいものとなるということ

にかんがみまして、将来にわたって年金支給を維

持し得るよう所要の措置を講じる必要があります

が、政府としては、現在国会に提出している共済

法案の成立後、検討体制の問題も含めてできるだ

け速やかに検討に着手し、結論を得たいと考えて

おります、こういうふうに実は御答弁申し上げて

おります。

私は、大原さんが御指摘になりました、片っ方

において國鉄改革ということが再建監理委員会の

答申を得てどんどん進んでおり、片っ方において

は共済年金という問題があり、そして國鉄改革が

進むにつれて膨大な人員問題といいうものが出てき

て、結局今まで以上にアンバランスは加速され

る、それを政府が黙つて見ておるのか。片っ方、

各大臣は、みんなおのれの共済関係に関する審議

会等持っておりますから、その答申をいただい

て、その答申を頭に置きながら今まで御答弁申し

上げてまいりましたが、今のような、こういう片

つ方における國鉄改革問題、片つ方における年金

問題、この両方をいかに総合的に把握して妥当な

結論を得るかというポイントに差しかかってい

る、それをあなたは御指摘になつておるといいうこ

とを私はよく承知しております。官房長官もそう

いうあなたの御趣旨を頭に描いて今この御答弁を

申し上げておるわけなので、私は官房長官の考え方と同じである、そういうふうに申し上げておる次第であります。

○大原委員 この答弁は、今までの四つの常任委員会の審議を集約いたしまして連合審議でやつて問題点を出して、審議を実りあるものにしよう、そういう趣旨には全然沿うてない。だれか役人が書いた答弁です。それは、それはそういうことであつてはならぬ。つまりこれは明らかに国の責任でやつておるのでしよう。國鉄の再建問題は行政の責任でしょう。やり方はいろいろあるのです

よ。その一つであります。であれば社会保障を満たすような形で助け合うというのではなくて、政府の責任分野をきつとし、そのことに従つた政府の措置をとらなければ他の方の相互の助けはありませんよ。オールジャパンなんかないですよ。連帯いや何じやといふ言葉を言うけれども、あなたの言葉を見ると御家族様じや何じやといふようなことを言って言葉は非常にいいわけですが、まるで葬式のような答弁じゃないですか。そうではないに、原則をきつとし、入り口で大方の方向を出さなければいけない、私はそう言つてゐるのです。だれが聞いてもこれは正しいですよ。もう少し突っ込んだ答弁をしてください。私は今までの答弁では納得できません。私が指摘する点は反対ですか。言つてください。

○藤波国務大臣 國鉄共済問題が非常に大きな問題であるということの認識は十分政府部内一致して持つておりますので、そのためいろいろ検討を進めていかなければならぬな、こういうふうに考

えておるところでございます。

國鉄の改革問題につきましては、既に申し上げておりますように、國鉄改革のための法案の準備を急がなければいかぬ、その中で長期債務の問題をどうするか、あるいは雇用対策の問題をどうするかといったような大きな問題と並びまし

て、この國鉄共済の問題をどう解決していくかと

いうのは非常に大きな問題としてきておるところ

でございます。一連の年金の仕組みの中で特に国

鉄共済は非常に大きな問題だというふうな認識もまた持つておるわけですが、今總理から御答弁を申し上げましたように、それらを総合的にどう解決をしていくかということにつきまして、この共済年金法案の成立後速やかに検討に着手するようにしていただきたい、このように考えておりますので、これは決して入り口とか出口とかと

いうことなしに、誠意を持って検討を進めていただきたいと考えております政府の気持ちをせひ御理解をいただきたい、このように考える次第でございます。

○大原委員 繰り返しになるのは時間のむだです

よ。つまりこう言つておるのです。監理委員会の意見、閣議決定、どんどん先行して事態が進んでるじゃないか、人員削減が。そうしたら、こ

のままいけば昭和六十二年から三年にかけまし

てパンクするじゃないか、当面の事態をどうする

で、そうして政府に任せてください、誠意を持つてやります、責任を持つてやります、そんなこと

じやだめですよ。そんな答弁で進行するんだつたら、そんなものは国会の審議じやありませんよ。

そんなことはだめです。

○藤波国務大臣 ただいま御質問のございました

國鉄共済問題につきましては、大原委員の御趣旨

をも踏まえまして十分検討いたしまります。

○大原委員 官房長官、あなたは私が主張いたし

ましたことを理解したわけですね。それで検討いたしましたと言つておるのですが、これどのように

十分認識をいたしておりますが、これをどうい

うありましたとおり、非常に難しい問題でござい

ます。したがいまして、この場では可及的速やかに検討を進め、こうしたことでひとつぜひ御猶

予をいただきますようにお願いを申し上げたいと

思う次第でございます。

○大原委員 可及的速やかにということは、共済四法案を衆議院本院において審議をしているその過程、つまり審議が終わるまでには政府の見解をきちっとする、そういうことですか。

○藤波國務大臣 何回も申し上げておりますように、それぞれどのように負担をしていくかという問題でございます。したがいまして、なかなか事務的に割り振っていくといふようななわけにはいきません。それはいろいろな仕組みがそれぞれこの問題をどのようにお考えいただき、どのように御負担をいただかといふような問題とか、あるいはその中で国がどのような姿勢でどのように対応するかというような問題でございますとか、いろいろ総合的に検討していかなければならぬ問題でございます。したがいまして、それらも十分踏まえまして誠意を持って検討を進めてまいりたいと思いますが、今委員が御指摘になりましたようないふうに私は理解をいた

には、私が申し上げましたように、社会保障部面を基礎年金と二階の報酬比例部分の問題、給付と負担、国鉄の負担は今一割を超えているのですよ。矛盾が大きくなればなるほど、これは上がる問題でございます。したがいまして、なかなか事務的に割り振っていくといふようななわけにはいきません。それはいろいろな仕組みがそれぞれこの問題をどのようにお考えいただき、どのように御負担をいただかといふような問題とか、あるいはその中で国がどのような姿勢でどのように対応するかというような問題でございますとか、いろいろ総合的に検討していかなければならぬ問題でございます。したがいまして、それらも十分踏まえまして誠意を持って検討を進めてまいりたいと思います。

○中曾根内閣總理大臣 このやりとりに対しまして最終的にあなたの答弁を伺いたいと思います。承知ができないければ考え方がありますよ。

○中曾根内閣總理大臣 ただいま藤波官房長官が答弁申し上げたとおりに考えております。

○大原委員 あと残り時間だけを……。一番の国鉄共済年金問題に非常に時間がかかったのですが、これは三分の二は政府の責任です。

二の公的年金一元化の問題は、今議論いたしましたことと非常に関係深いのです。政府は閣議決定で昭和七十年公的年金の一元化を決めておる

し、総理大臣も御答弁になりました。しかし、閣議決定の前提となつた自由民主党の田中年金調査会では、昭和六十五年に全共済の統合をやつて国鉄共済を救済しようということになつたわけです。そういう背景があつたわけです。しかし、それは国共審、地共審その他各大臣の答弁でわかるように、それはパンクいたしました。ないです。

も踏まえて十分検討いたしますといふにお答えを申し上げたところでございます。事柄の重要性にかんがみまして誠心誠意検討をさせていただきますて、本法案が衆議院を通過をいたしますまことに検討の結果を御報告を申し上げるようにいたしたいと存じます。

○大原委員 可及的速やかにといふ問題について、本委員会で共済四法案を審議したする以前の段階において政府の見解を出してもらう。その際

は一体何だ、できもしないことを言つてゐるのか。であるならば、どういうことを通じてやろうとしているのか。二階の形はどうなるのか。

例えば、自治省がやつて、地方公務員で連合をつくつて三分の一の保険料を基金に投入して全体の調整をやつているのもあるし、あるいは厚生大臣の所管に厚生年金基金というのがあって、二階と三階で基金をつくつて、それで一體的に積立金の自主運用をやつておる、財投に任さない運用をやつておる、そういうのがある。公務員はそ

ういうことをやるのか、あるいは農林共済、私学共済については将来どう考えているんだということが、六十五年まで五十年間の共済年金の大体の財政再計算を基礎にした審議をしておる本委員会において聞きたく問題であります。だれか答弁する人がありますか。だれが答弁しますか。

○増岡國務大臣 一元化の問題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、本年の厚生年金、国民年金の改正、今回の共済年金の改正によりまして、一部分でありますが、基礎年金としてある程度一元化の方向に向かうわけでござります。その御決定をいたしまして来年の四月一日から今後の制度間のそのほかの問題についての調整計画を立てなければならぬところであります

ので、そのように考へておるわけでござりますけれども、その中でも、私どもが考へておりますのは、制度間に公平といふものを考へていかなければならぬ、あるいはそれを制度が安定をするようにならぬといふことが基本でござります。来年四月一日以降の問題と考へておるわざでござります。

○大原委員 私の質問に対しましての答弁といったましては、全然納得しません。

第三。基礎年金導入の問題です。

皆さんのところへ資料が出ておるので、せつかり資料を出してありますから、総理大臣、この資料を見てください。

こしの四月二十四日に基礎年金を導入いたしましたが、その基礎年金の導入は、国民年金は、

今任意加入の妻が外へ出でまいりますから第一号被保険者ですが、自営業者等で低所得階層と、金の多い人、お医者さんとか弁護士なんかもいる。

千九百万人います。その人たちで申請とか法定の免除を受けておる率をざらんいただきますと、沖縄県は四二・四%免除しておりますが、免除した人は国庫負担がつくのです。これは昭和三十六年に我々が議論いたしましてつけた、いい制度です。三年間たちますと、三分の一の国庫負担ですから一年分です。保険料が免除になるのです。しかし、保険料を払わないのですよ、そういう人が一七%を超えて、多いところは四二%。右の表を見てみると、政令都市をとつてみましたら、北海道は免除率が三〇%で、ずっと超えているわけです。それに、検認率といふのは収納率ですから、保険料を納める率のことなんですがこれが数%ずつ、一〇%以上も加わっておりますから、保険料を納めない人が二四、五%を超えるのです。そんな社会保険方式があるのですか。これは定額保険料といつて、北欧型の申し上げました国々で全世界で例がないのです。定額保険料ですから、所得の再分配の機能を發揮していないのです。ですから、大きな欠陥がございまして、ますます欠落があるということでおります。

これは年金改革の中心的な目標の政策となつておる点に大きな欠陥があるわけでございまして、その欠陥を指摘するために参議院でも議論がございまして、基礎年金の検討といふことを附則で入れたわけです。私どもが国家負担のあり方や基本年金の性格や、あるいは無年金の解消等について総合的な施策を進めるべきであるという附則を提案いたしましたが、基礎年金の改定、国民年金の改定、改正につきまして、私は最後に御所見を伺いまして私の質問を終わりたいと思います。

○増岡國務大臣 国民年金、厚生年金の改定につきましては、その基礎年金も含めて生活状況の激変あるいは賃金の激変に伴つて改定を行おうように改訂をいたしておりますけれども、年々ライド制で改定をいたしますけれども、

勘案して見直しを行うことにいたしたいというふうに思つております。

○**大原委員** それでは以上で、非常に終わりの方は全然質疑応答、審議になつておりますが、問題点だけを指摘いたしまして、基本問題に対する私の質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○**越智委員長** 多賀谷眞穂君。

○**多賀谷委員** 総理はよく、今や大衆民主主義の時代である、大衆民主主義における社長は、みずからシナリオを書き、みずから演出し、そうしてみずからP.R.をする時代だ、中曾根少し出過ぎておるという話もあるけれども、これが私のやり方だ、こうよくおっしゃつておる。

そこで、一体国鉄共済について、六十二年度からもう採算割れをするような計画に、あなたは社長として判を押しますか。あなたが、立場をかえて言うならば、こういう二、三年したら崩れるような収支計算書に、予算書に判を押しますか。

○**中曾根内閣総理大臣** 年金制度の一元化につきましては、与野党でも長い間議論していただいておりまして、社会党の皆さんも、これを保険税というような形で考えたらどうか、あるいは長期安定の方法ではないかという御議論も長年承つたところであり、自民党側におきましても、保険制度の統一あるいは一元化という問題をつとに叫ばれておつたと思うのでござります。

政府は、それらの御議論等を参考にいたしまして、そして昨年の二月に閣議でこれらの将来の計画の大きな路線を大体決めたと思うのでござります。昭和七十年にそういう大きな一元化をやろう、それまでの間に、いろいろの年金、共済等につきましては歴史もございますし、あるいは内容の差もございますが、そういう既往の歴史等も十分尊重すべきものは尊重しなければなりませんが、しかし、一面において国全体の公平性、安定性、あるいは老齢化社会に対する、立ち向かう恒

久对策等々も考える。そういうような考え方から一段ロケットまで推進しつつあるわけでござります。
そういう過程の中に国鉄問題という問題が大きくここにクローズアップしてまいりました。しかし、国鉄問題という問題は、これは国民的な、また我が自民党にとりましては最も重大な問題の一つでございまして、それは雇用問題あるいは負債問題の処理あるいは年金問題の処理というようないのが実はその内容の大きな問題でありまして、その中でこの年金問題をどう処理するかという大きな課題を我々は国鉄改革と同時に受け取つてきておるわけでございまして、それにつきましても今官房長官が大原さんにお答えいたしましたような考え方方に立ちまして努力してまいりたい、そう思つておる次第なのでございます。

○多賀谷委員 国鉄の年金制度について、今大変悩んでおるのは何も日本だけじゃありませんね。殊に欧州は国土が戦場になつた。でありますから、戦後の復興はまず鉄道から、こういう状態を呈している。それらの方々が海外から帰つてきたり、そしてそのときに雇用した人が今年金受給者になつてあらわれておる。大変大きく悩んでおるわけです、各国とも。輸

そこで総理は、運輸大臣もされました、また欧洲にも何度も行かれておるのでですが、一體国鉄の共済年金あるいは恩給でもいいですけれども、各国どういうように悩み、どういう対応をしておるか、調べておられたらお聞かせ願いたい。

○中曾根内閣総理大臣 非常に専門的なお話でございますから、正確に政府委員から答弁させます。

○多賀谷委員 では運輸大臣。

○山下国務大臣 せっかくでござりますけれども、ただいまの御質問に対する資料を今手元に持ちませんので……。

○竹下国務大臣 ちょうど多賀谷さんや私の年齢の者が荒廃した国土の中へ帰つてまいつたわけでござりますが、それは確かにヨーロッパ諸国もいわゆる第二次大戦というものの時期からいたしましたならば同じ条件であろうと思つております。

ただ、日本の国有鉄道の場合は、昭和三十八年まではもとより黒字であつたわけありますが、雇用の場の提供としての役割とやはり日本の産業復興といふものに一番大変な功績を与えた産業ではないか。そうなりますときに、ほかの国の鉄道と日本の鉄道の果たした役割といふところまでは私は分析をいたしておりません。

○多賀谷委員 再建委員会の加藤さん、大変御苦労さんですが、ひとつあなたの方で調べられておるので御承知あれば、お聞かせ願いたい。

○加藤参考人 今の問題につきましては、これは監理委員会の方でも調べておりますけれども、私の個人の今記憶に頼つて申し上げますが、私の知つております範囲では、ヨーロッパの場合は当然のことになりますけれども、鉄道というものについてはこれは国がそのまま運営している。ただしその場合も西ドイツの場合とフランスの場合とは違いまして、フランスの場合につきましては契約制度を採用しています。そしてまた西ドイツの場合には、これは御承知のように官僚というものが二つに分かれておりまして、上部の官僚とそれからいわゆる現場の職員とに分かれておりますが、上部の官僚の人たちはこれは国家公務員として処理されています。

○多賀谷委員 私は共済について聞いておるのであります、共済について。—政府委員答弁する必要はありません。僕が教えたんだ。全然知らない。国鉄に聞いたけれども全然その資料は見つからない。そこで僕は、こういう資料がありますよ、むしろ紹介をしたのです。

一体今日のような状態を現出しておるのは、何も日本の国鉄だけが年金受給者でその支払いに困っているのじゃないのですよ。少なくとも西ドイツ、フランス、イギリス——殊にこの問題はE.C.

の規則にある。そうして一九六九年にこの年金に、殊に一般企業に比べて過重な年金、恩給については補助金を出しているのです、一般会計から。この実態をよく知らないで、そうして日本の鉄道だけが満鉄あるいは華北鉄道から帰ったという論議をしているけれども、ドイツだって、ベルリンから引き揚げてきたとかベルリンにおる元国民党員の年金を見ておる。こういうのは何も日本だけじゃないのです。ですから、こういう状態の中で各国はどういう対応をしておるのかといふことを歴代の運輸大臣が知らぬようで一体どうするんだろうと思うのです。この状態は初めからわかっているのですよ。

もう時間がないから私の方で言いましょう。私が示した資料で計算してきたんだ。これは日本でも例の公制審、すなわち公務員にストライキ権を与えるかどうか、このときにも海外調査をして全部調べているのです。年金に一般会計からどれだけ出しているかを全部調べてきておるのです。ところが役所が知らないで、そうして対応するのに他の年金で財政調整をするとかなんとかいろいろ論議をしておる。私は、この点は国家の責任というものをはつきりしなければならぬと思うのですが。

ギリスもやっていますよ。各国皆こういうようにして、あの爆撃で鉄橋という鉄橋、鉄道路線をやらされたのですから、従業員、職員をどうと抱えたと思いません。日本以上に鉄道は破壊されておるのです。その働く人々が今や年金受給者になっておるというのは常識上わかるでしょう。これを調べないで今日論議しているというのは全く不見識である。これについて一体どう考えるのか。

總理、これはどういうようにお考えですか。私はこれだけの資料を出した。こんなことも勉強しないで、再建委員会だって——運営の仕方は知つていますよ。官吏と一般職員の分かれるところも知つておる。しかし、大事な一番大きなネットである共済の制度について、今ECがどういう対応をしておるかということを知らないで論議するのには極めて不見識だと私は思うのです。總理、どう思ひますか。

(越智委員長退席、高島委員長着席)

○中曾根内閣総理大臣 国鉄問題は、実はアメリカでもヨーロッパでも、政治にとっては非常に重大な問題であると同時に頭痛の種であるといふことは私も承知しております。私は昭和四十二年ごろ運輸大臣をやっておりましたが、それからしばらくたつてドイツにおきましても国鉄の大改革案を出した。しかしそれはうまくいかなかつた。その後何回か、ドイツ及びイギリスにおきましても同じように改革案が出たまま、必ずしも成功していない。しかし、そういう場合におきまして国家がかなり負担しておるといふことも私は知つておりました。

日本でも、やはり国鉄の経営を助けるために相当な金額を毎年補助している。あるいは六千億円とか、場合によつては全部合わせれば一兆数千億円とか、そういうお金も用意して今までやつてきておるわけで、これは直接間接、国鉄全体の運営を行なうべく運営させるためにやつてきていたものなのだと思います。今回国鉄の大改革をさらに進めるに当たりました、三十七兆に及ぶ債務に対しまして、監理委員会においては約十七兆

といふものは國あるいはその他で何とかしなければならぬ、そういう形で我々は宿題を出されてしまつて、これらにつきましても検討していくかなと思います。その働く人々が今や年金受給者になつておるというのを見識のないところです。それが何らかの委員会は、法案を審議できませんよ。肝心なことが決まらないで、しかもそれは遠きかなたというのではないであります。もう六十二年の後半から六十三年にかけて破

も、運輸大臣も皆責任者だ。これは数字をはじけばわかるでしょう。それは三十二万、それから後の二十二万とか十八万を別にしても、もうやつてしまつて、これにつきましても検討していくかなければならぬということになつておるところでございます。

そういう意味において、国が国鉄の経営等につきまして全然無責任で何にもしないということではないのであります。大きなかなりの負担を国民の皆さん方にもお願いせざるを得なかつた。そういうことで国鉄を円滑ならしむるために國も努力してきたということは申し上げられると思うのであります。

○多賀谷委員 日本のやつてていることは、政府がやつてていることは全部恩恵なんです。本来恩給の人、鉄道省以来の恩給の人はもう既裁定、これは五十七年度で百三十四億ある。これも国鉄の財産から一般会計へ戻入しておるので、一般会計の恩給といふのは、国鉄の分は国鉄が背負つて、それで一般会計へ出しておるわけでしょう。それから、共済法ができまして、その前の恩給時代がありますね、この三十一年六月以前の恩給の分も、共済の人についても出しているのです。恩給時代の分も国鉄が出しておる。それから、先ほどから話がありました、満鉄、華北鉄道、華中鉄道に雇用された期間、それから軍人期間、それから雇用員期間に見合う年金、これらも皆国鉄の会計から出しておるのです。ですから、外國から見るとまるきり逆じやないですか。本来日本政府が出すのを国鉄に、おまえおつたじやないかといふことで、いろいろ関係閣僚等も御心配いただきます。ただ、それはやはりその國々の事情があります。ただ、それはやはりその國々の事情があります。その國々に基づいた方法でおやりになるし、我が國は我が國なりにそういうものを参考にしながら今日に至つておると思います。

また、歴代の運輸大臣が何もやつていないとおつしやいますけれども、そういうものも十分しんしゃくしながら我が國は我が國としてのやり方でやつてきた。その方法として、昭和六十年から六十四年まで、何とかとりあえずこの間だけでもきちんと支給できるようにしようではないかといふこと、いろいろ関係閣僚等も御心配いただきまして、そして三つの団体に特に御援助をお願いして、そして一応六十四年までは支給できるような体制になりました。このこと一つでも、何もやつてないというのではなくて、とにかくみんなで知恵を合わせてやつてきたわけござります。

○多賀谷委員 先ほど大原委員の質問に対する答弁として、審議中に協議の結果を報告します。これでは審議ができない、ほかの委員会は、法案を審議できませんよ。肝心なことが決まらないで、しかもそれは遠きかなたというのではないであります。もう六十二年の後半から六十三年にかけて破

産をするようなこういう法案が審議できますか。そんなに国会というものは見識のないところですか。各委員会全然できないでしょ、そういうこ

とを言えど。どうなんですか。

そういう点について一体どう考えておるのか。そういう点について、大きなかなりの負担を国

までの支払いは國家が一般会計から出す、こういう比較等につきましては、実は私もまだそういう問題で視察をいたしましたことはございませんけれども、少なくとも今回監理委員会が意見を出されるについては、十分そういうことも世界じゅうのいろいろなものを参考にされ、やられたことと思

ます。ただ、それはやはりその國々の事情があります。ただ、それはやはりその國々の事情があります。その國々に基づいた方法でおやりになるし、我が國は我が國なりにそういうものを参考にしながら今日に至つておると思います。

また、歴代の運輸大臣が何もやつていないとおつしやいますけれども、そういうものも十分しんしゃくしながら我が國は我が國としてのやり方でやつてきた。その方法として、昭和六十年から六十四年まで、何とかとりあえずこの間だけでもきちんと支給できるようにしようではないかといふこと、いろいろ関係閣僚等も御心配いただきまして、そして三つの団体に特に御援助をお願いして、そして一応六十四年までは支給できるような体制になりました。このこと一つでも、何もやつてないというのではなくて、とにかくみんなで知恵を合わせてやつてきたわけござります。

○竹下国務大臣 まず、確かに私どもの国家公務員等共済組合の審議会からはそのような御意見をもつて解決策を講ずるというの、一般会計から政府が金を出すという意味でしょ。それ以外に議するという話もあるのです。しかし、六十四年までの支払いに支障を生じないよう政府が責任を

がら検討する、こういうことあります。

○多賀谷委員 六十五年からの話はまだ今から議するという話もあるのです。しかし、六十四年までの支払いは國家が一般会計から出す、こういうふうに理解してよろしいですか。

○竹下国務大臣 それらの有力な意見も踏まえて、その国々に基づいた方法でおやりになるし、我が國は我が國なりにそういうものを参考にしながら今日に至つておると思います。

また、歴代の運輸大臣が何もやつていないとおつしやいますけれども、そういうものも十分しんしゃくしながら我が國は我が國としてのやり方でやつてきた。その方法として、昭和六十年から六十四年まで、何とかとりあえずこの間だけでもきちんと支給できるようにしようではないかといふこと、いろいろ関係閣僚等も御心配いただきまして、そして三つの団体に特に御援助をお願いして、それ以上できません、こう言つていいのです。これがはつきりしてください。少なくともこれを

方法がありますか。ないでしょ。ほかの方は、もう財政調整については協力してまいりました、政府が金を出すという意味でしょ。それ以外に方法がありますか。ないでしょ。ほかの方は、もう財政調整については協力してまいりました、これ以上できません、こう言つていいのです。これ

方法がありますか。ないでしょ。ほかの方は、もう財政調整については協力してまいりました、これ以上できません、こう言つていいのです。これ

方法がありますか。ないでしょ。ほかの方は、もう財政調整については協力してまいりました、これ以上できません、こう言つていいのです。これ

方法がありますか。ないでしょ。ほかの方は、もう財政調整については協力してまいりました、これ以上できません、こう言つていいのです。これ

方法がありますか。ないでしょ。ほかの方は、もう財政調整については協力してまいりました、これ以上できません、こう言つていいのです。これ

ので、短絡的に——表現はちょっと短絡的と言ふ悪いのですが、今おつしやつたとおりに理解をいたしましたといたしますならば、それ以上まあ私が活躍する場所というと表現がこれもおかしいのですが、それ以上、今多賀谷先輩がおつしやつたとおりでござりますと私が言えれば、もう物は決まりたという形になります。したがつて……（多賀谷委員）いや、そんなことはない」と呼ぶ）いや、六十四年までにいたしましても、もちろんの工夫はやはりやつていかなきやならぬというふうに考えております。

○多賀谷委員 はつきり区別は本来我々はしたくないのだけれども、しかし、あなたは区別して御答弁なすつたから、「六十四年度までの支払いに

支拂が生じないよう、政府が責任を持つて解決策を講じます」と言うならば、当面それまでは政府が一般会計から出しますと言わざるを得ない。そ

ういう意味にとらざるを得ないでしよう。六十五年からは七十年に向かつてどうするかという問題

についてはひとつ審議します。そうすると、七十年に公的一元化の問題についてはどうするか審議します。しかし、六十四年までははつきりしてく

ださいよ。それすらできないということなら、一

体国会は何を審議しておるのか。我々はめぐら判を押すわけにいかないのでですよ。

○竹下国務大臣 今私どもがいわゆる四百五十億円ずつ出していただいてといふ、三十二万人体制

○竹下国務大臣 今私どもがいわゆる四百五十億円ずつ出していただいてといふ、三十二万人体制

円ずつ出していただいてといふ、三十二万人体制のものとの財政調整というものの計画があつた。し

かし、それが今意見書に出た人員等といふものを

前提にしたら、おのずからいわば財源が不足してくる、こういうことになるわけあります。それがいわゆる再建計画に基づく案といふものが実行されしていくのはこれからでござります。

したがつて、私どもお答えしておるのは、まあ大原さんの言葉をかりれば、一段ロケット、二段ロケット、そして三段ロケットでほぼ給付の水準

といふのの調整ができますから、さらに負担の問題について今後検討させていただく。その負担の問題について検討させていただくときには、私ども

が申しましたのは、六十四年までの問題は政府の責任で解決策を講じますと、その策をこれから検討させていただくということでありまして、その策のものが、今多賀谷さんのおつしやつた、いわば一般会計の歳出がすべてであるとかという判断を今しておるわけではございません。

○多賀谷委員 六十五年から以降も政府が解決策を見出すのを以てします。六十五年から後も政府は考えざるを得ないんです。ところが、特に六十四年度までについて解決策を講じますと言つておるわけではありません。どう考えて、もうこれ以上他に迷惑をかけられません、どこももう協力はいづばいいたしましたというならば、もう結論はわかつておるじゃありませんか。ですから、我々は一般会計からこれは出るんだ、こう解釈してよろしいですか。

○竹下国務大臣 や、そこのところがなかなか難しいところでございまして、一般会計と、こういうことになりますと、きょうはその議論が出来

せんでしたけれども、いわば財源問題等についての議論も今日までもいろいろなされておるわけでございます。

したがつて、それすべてを勘案しながら、おつしやいますとおり、案はそれは政府が出さなければいけないでございましょう。それは六十五年以来においても案は政府が出さなければいかぬ。し

かし、その問題につきましては、それこそ国会の議論等を踏まえて、なんぞく官房長官は、その限定した問題としては、本院における審議が終了

するまでに一つの考え方を示すといふふうなお約束をなすつたわけありますから、まさに今の多

賀谷さんの意見等を聞きながら私どもは解決策を講ずるが、なぜ六十四年と言つたかと申します

と、六十四年というのまでは一応三十二万人体制の四百五十億程度で、大体これで踏えますといふ

ういうのの調整ができますから、当面一番心配な問題でありますので、それについて政府が解

決策を講じますといふお答えをしたわけであつますが、その解決策とはすなわち一般会計負担であ

も共済年金のときには申しますけれども、非常に専門的な知識が必要であります。まさに多賀さんなんか専門家でございますが、したがつてあの審議会も、私から比べれば、いつも百点とか四十五点とか言つておりますが、いろいろな意味において専門家でございますので、私は、そういう懇談会等の場を活用すれば、いろいろな意見をまだまだ出していただける余地があるのでないかといたふうに、心から尊敬と期待を持つておるということがあります。

○多賀谷委員 ちょっと審議会に逃げられてもはつきりきませんね。政府が責任を持つてやるといふのは、何も審議会にかける必要はないのです。
とにかく、今日三十二万体制が崩れたというのは、この統合案、いや、統合と言つたら問題があるが、財政調整案を出すときに国会に説明したことを事態は違うわけですよ。この責任はだれが持つかといつたら、政府が持つ以外にないでしよう。ですから、政府の責任で財政の面倒を見ますということでしょう。それは借金でするか何ですか何でも、とにかくあなたの方で見るかわからぬけれども、とにかくあなたの方で見ますということでしょう。他に波及することはいたしませんということでしょう。それ以外に方法はないですよ。そこをはつきりしてください。

これ以上審議はできませんよ、各委員会は――
番肝心なことを、審議の終了するまでに報告され
ますといふのでは、それまで待つておらなければ
ならぬ、ほかの委員会は、あなた方も本当に不見
識ですよ。国会をなめてかかっている。こんな問
題が出ることは当然わかり切つたことを、いまだ
にはつきりした方針も出さないで国会に臨むとい
うことがそもそも間違っているのです。これは、
財政措置は政府が講じますと明確に答弁願いた
い。総理、答弁してください。

○中曾根内閣総理大臣 その点は先ほど大原さん
からのぎりぎりの詰めの質問がありまして、官房
長官から誠意を持って処理すると御答弁申し上げ
たとおりでございます。

年以降を区別したのですよ。六十五年以降の問題をまだ——本来ならば、法案を出しているのですから当然回答しなければならぬけれども、せつかれども、つたので、どういうふうにお答えをされたのですから、ひとつそれをさらに明確にしてもらいたいということですよ、この点は。時間がたつばかりですから御答弁願いたい。

○竹下国務大臣 ですから、政府の責任において解決策を講じます、その策の中身につきまして、それこそ国会の議論等を参考にしながら中身は詰めていく、こういうことを申し上げておるわけでございまして、今いみじくも一般財源があるといは借入金とかいうような議論もございましたが、私もいろいろなことを考えてみておりますが、まさに国会の御意見等を聞きながら、また、かねて運営しておるときに、審議会の懇談会等でいろいろな議論を聞いておりますので、そういうものを基にも念頭に置いていわゆる解決策というものは出でなくなきやいかぬな、こういう気持ちでお答えしておるわけであります。

○多賀谷委員 全く押し問答みたいですね。「六十四年度まで」と、これだけ明確に区別をしてお答えになつたのですから、その区別をさらに具体的にお聞きしておるわけですよ。ですから私は、政府の責任でおやりになる、ではどういう方法ですか、こう聞いている。他には迷惑というか、他の共済に影響の及ぶようなことはありませんね。これは確認しておきます。どうですか。

○竹下国務大臣 私がここでそれを申し上げますことについていさかはばかりますのは、いわば年金の一元化の体系の中において、国家公務員共済の方はそれぞれの役割の中で考え方といふのは、やはりその所管大臣としては少しオーバー

年以降を区別したのですよ。六十五年以降の問題をまだ——本来ならば、法案を出しているのですから当然回答しなければならぬけれども、せつかく区別しておつしやっているなら、六十四年までの財源を明確にしてもらいたい。それは当然であります。ですから、答弁でそういうふうにお答えされたのですから、ひとつそれをさらに明確にしてもらいたいということですよ、この点は。時間がたつばかりですから御答弁願いたい。

○竹下国務大臣 ですから、政府の責任において解決策を講じます、その策の中身につきまして、それこそ国会の議論等を参考にしながら中身は詰めていく、こういうことを申し上げておるわけでございまして、今いみじくも一般財源のあるいは借入金とかいうような議論もございましたが、私もいろいろなことを考えてしておりますが、まさに国会の御意見等を聞きながら、また、かねて運営しておるときに、審議会の懇談会等でいろいろな議論を聞いておりますので、そういうものを最も念頭に置いていわゆる解決策というものは提出されなかきやいかぬな、こういう気持ちでお答えしておるわけあります。

○多賀谷委員 全く押し問答みたいですね。「六十四年度まで」と、これだけ明確に区別をしてお

ランになりますしないかな、こういう感じも持つておるところでござります。(多賀谷委員「議事が進まぬですよ。こんな重要な法案を出しておいて、答弁もできぬようなことは進みませんよ」と呼び、その他発言する者あり)

○高島委員長 竹下大蔵大臣。

○竹下国務大臣 私が若干こだわつております一つの理由は、本当は我が方が答申をちようだいしておりますのは六十年の二月十三日でございまして、これは言つてみれば三十二万人体制のときの答申でございます。したがつて、私は答申をちようだいする意味ではないが、あのプロ集団と相談してみなければいかぬなどいう気持ちが私にあるわけであります。

だから、きょうの場合お答えすることは、やはり先般官房長官がお答えいたしましたように、大原委員の御意見等をも踏まえてというお答えをいたしましたが、その中にすべてインクルードされることであつて、もとより今の多賀谷先生の御発言等をも踏まえてということに入るではなかろうか、こういうふうに考えます。

○多賀谷委員 これは残念ながら時間をとりますから一応保留して、次に行きたいと思います。

そこで、同じ問題ですけれども、公の一元化の中に、あるいはグローバル、あるいはオールジャパンといろいろ出ております。厚生年金が昭和十九年に労働者年金から厚生年金に移った時点において加入者が八百三十一万九千人いるのですが、今日、四十年を経過してまだ二百九十八万一千七百七十人しか老齢年金の受給者がいない。そして積立金は四十九兆あるのですね。これは一体どうしてそういう結果になったのか。もうその間に必要な点ですよ。やがて公の一元化を目指すという私学共済は分離、独立をした。農業共済は離脱しました。そういう状態、なぜそういうことが行われたか。これは厚生大臣にひとつ御答弁を願いたい重要な点ですよ。やがて公の一元化を目指すというならば、従来の経緯を十分踏まえて行わなければ大変な混乱が起こる。本当に泣き寝入りの人が、今日無年金で数百万人いるのです。一体どうい

○高島委員長 竹下大蔵大臣。
○竹下国務大臣 私が若干こだわっておりまつた一つの理由は、本当は我が方が答申をちよだいしておりますのは六十年の二月十三日でございまして、これは言つてみれば三十二万人体制のときの答申でござります。したがつて、私は答申をちよだいする意味ではないが、あのプロ集団と相談してみなければいかぬなという気持ちが私にあるわけであります。

だから、きょうの場合お答えすることは、やはり先般官房長官がお答えいたしましたように、大原委員の御意見等をも踏まえてというお答えをいたしましたが、その中にすべてインクルードさへいたしましたが、その中にすべてインクルードされることはあって、もとより今の多賀谷先生の御発言等をも踏まえてということに入るではなかろうか、こういうふうに考えます。

○多賀谷委員 これは残念ながら時間をとりましてから一応保留して、次に行きたいと思います。そこで、同じ問題ですけれども、公の一元化の

○長尾政府委員 厚生年金の現在の老齢年金受給者が被保険者数に比しまして他の年金に比べて非常に少ないのではないか、これはどういう原因かという御質問かと思います。

今先生御指摘のように、いわゆる成熟度、被保險者数に対する老齢年金受給者数の比率は一定程度でございますので、おっしゃるように成熟度は低いと思います。先生が今、昭和十九年末の被保険者数を八百三十一万人とおっしゃつたわけですがございまして、厚生年金の被保険者数の推移を見ますと、おっしゃるように昭和十七年に始まりまして、十九年に適用拡大をいたしましたために被保険者数はこの段階で八百万人を超える人數になつておりますが、御承知のように戦後急激にございまして、昭和二十年時点ですございますと、約半分の四百三十二万人というような数字になつておりますが、二千万を超えたのが昭和四十三年というような経緯でござりますので、ございまして、現在二千六百万という被保険者厚生年金の長い歴史の過程を見ますと、被保険者数の増が最近に至つて大変急激であつたということも成熟化状況をおくらせた原因の一つであろうと思ひます。

それから、もう一つの原因といたしましては、これは先生からかねて御指摘をいただいておるわけでございますが、厚生年金保険制度の中に、給付に結びつまつ仕組みといたしまして脱退手当金という制度がございまして、特に女子の方で、期間が少ない雇用しかない方につきまして、脱退手当金をお受けになられました方が相当数おられたということも、この被保険者数に対しまして老年年金受給者が少ないという原因になつておるか

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。
厚生年金の現在の老齢年金受給者が被保険者数に比しまして他の年金に比べて非常に少ないのでないか、これはどういう原因かという御質問かと思います。

今先生御指摘のように、いわゆる成熟度、被保險者数に対します老齢年金受給者数の比率は一〇%程度でございますので、おっしゃるように成熟度は低いと思います。先生が今、昭和十九年末の被保険者数を八百三十一万人とおっしゃったわけですが、ございまして、厚生年金の被保険者数の推移を見ますと、おっしゃるように昭和十七年に始まりまして、十九年に適用拡大をいたしましたために被保険者数はこの段階で八百万人を超える人數になつておりますが、御承知のように戦後急激にこれが減少いたしておりますと、昭和二十年時点で見ますと、約半分の四百三十二万人といふような数字になつておるわけでございます。長期的に見ますと、一千万人を超ましたのが昭和三十二年でございまし、現在二千六百万という被保険者になつておりますが、二千万を超ましたのが昭和四十三年というような経緯でございますので、厚生年金の長い歴史の過程を見ますと、被保険者

らんなさい。ずっと後からできた国民年金が、成績度はぐつといつて、もうパンクしそうになつたな
い人がおる。これらを一体どう救済するつもりな
のか、厚生大臣。本来ならば受給者である人が現
に無年金であるとか、あるいはかつて厚生年金に
加入しておつたけれどもわずかの一時金でやめた
とか、こういう人のまづ救済措置をある程度講じ
て、それから全般的な一元化の問題の話をしない
と非常に不公平になつてしまふ、こういうようす
思うのですが、厚生大臣どうですか。

○増岡国務大臣 無年金者に対しましてはある程
度の救済措置をとろうということをございますけれども、脱退なさつた方々については、その後の
もちろん保険料の払い込みも何もないわけでござ
いますので、大変困難であろうかというふうに思
います。

何にしても、先生御指摘のよろにスライド制が
なかつたとかそういうことが原因であろうかと思
いますので、今後はもうそういう制度ががつちり
行われておりますので、今後の無年金者、脱退者
というものはかなり減少してくるものと考えられ
ます。

○多賀谷委員 ですから、日本の制度は割合にヨ
ーロッパ並みになつたというけれども、現在おる
お年寄りは何ら制度の改革の恩恵にあずかつてい
ないのです。ですからこれが問題なんですよ。そ
れは、近ごろ年金を受給する人は比較的高い、そ
れを対象に議論されておる。ところが既にやめ
て、六十五以上あるいは七十になつた人の年金
は、先進国では類を見ないぐらい低いishよう。
ほとんど三万円以下でしよう。千二百万人の受給
者のうち七百五十万人は三万円以下ですよ。三五
円以下でもなお低いのです。あなた方は国民年
金でもなお低いのですよ。あなた方は国民年

金を六十歳から減額年金を繰り上げ支給したから
つてそうです。

ですから、結局今の年寄りを十分見ないでおいて、次の世代のことをやがて高齢化社会になる高齢化社会になると。高齢化社会になるということをみんなでいろいろおっしゃるけれども、今の年寄りを見ないでおいて、そうして自分の時代の高齢化社会だけ考えてもだめですね。それがやはり問題なんですよ。

でありますから、私は時間もありませんから、今のお年寄りをどうするのだ、二万円以下の人がある数百万人もおるような、無年金者もおるような状態をどうするのだということを、もう一度厚生大臣から御答弁願いたい。

○増岡国務大臣 この問題は、国民年金が発足して経過がまだ短時間でございますので、その経過措置として五年年金、十年年金というものをつくりました。その年金の方々が比較的低い水準にあるということは御指摘のとおりでございます。また、当初から、もう国民年金が始まられたときから高齢であられた方々に対しましての福祉年金もかれども、何分現在の厳しい財政状況でございまので、いろいろ御理解をいただきたいと思います。

○多賀谷委員 では福祉年金を重点的に考えると考えてよろしいですか。

○増岡国務大臣 福祉年金につきましても從来厳しい財政の中で精いっぱいやってきたわけでござりますけれども、今後も努力してまいりたいと思います。

○多賀谷委員 そこで、さつき大原さんが質問をしけてまして中断したわけですけれども、今日でありますけれども、あなた方は大宣伝、PRをされたが、基礎年金、あなたの方は大宣伝、PRをされたが、

基礎年金というのには、御存じのように「十五年国民年金に掛けた人が六十六年に六十五歳になつた人、六十一年まで掛けで五年間休んで六十六年に六十五歳になつた人、この人が五万円ですよ。今度は四十年掛けで五万円でしょう。ですから大変にそこにまた落差がつくわけです。そこで段階を設けてやるのですけれども。

そこで、先ほどからお話をありました、要するに確認できない——入っていないので。検認率が非常に低いということは、加入してない人が大都市に非常に多いということです。そのほかに免除率が高いということです。これは全国的に見て高い。一七・一%も免除者がおる。それからあと約一〇%ぐらいの未加入者がおるのでですが、これは一体どうするのだ、こういうことになるわけです。そして、免除された人だつて三分の一でしょ、三分の一しかもらえないのですよ。今平均で三万円ぐらいにしても、これの三分の一ですから一万円です。現実はこういう状態である。一体どうしますか、これ。沖縄では四二%も免除者がおる。

のですかと。これはどういうようにお考えであるか、御答弁を願ひます。

○増岡国務大臣 免除者の件につきましては、ずっと保険料を払わない場合には三分の一国庫負担

分になるわけでござります。そういう方もかなりの数字になるわけありますけれども、往々にして安易に、例えば免除者になつた場合でも丸々年金をもらえるのであるまいかというような考え方の方々もおられるのではないかとうふうに憶測されるわけであります。したがつて、そういう方々に対してのことはP.Rその他でこちら側が十分注意しなければならぬ問題であろうといふふうに思ひます。

次の九十万円以上云々という問題につきましては、多少技術的な面になりますので政府委員から答弁させます。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

先生の御指摘の中に、無年金者となるケースが多いのではないか、こういう方々に対する対策をどういうふうに考えているかという御質問があつたかと思います。

国民年金の保険料を滞納されることによります
無年金者の発生の防止ということは、私どもとしても大きな課題として取り組みたいと思っております。市町村におきまして、住民基本台帳などを

いますとか国民健康保険の被保険者台帳を基礎といたしまして、こういった方で滞納しておられる方、これは国民年金の被保険者として把握をしていない方も含まれるかと思うのでございますが、

こういった方々を捕捉するということをいたしておりま
すし、準備が整った場合には直接年金手帳
をおの方に送付するというような形も含まして、
適用の促進を図つてあるところでございます。も
ちろん一般的な広報、新聞、雑誌、ポスター等の
活用も十分に考えてまいりたいと思います。

それから、今の先生のお話の免除の問題でござりますが、確かに現在免除対象となつております方が一七・四%ということでございます。現実に免除の該当者の実数自体は従来の伸びに比べまし

てやや伸びは鈍化したようだ。このままでは、被保険者数自体も減少傾向が一層ます。この力

に、免除率といたしましては昨年より上昇を見ております。

この点につきましては、大臣よりお答えを申し上げましたように、免除の趣旨を徹底いたしましてできるだけ保険料を納めていたくようにお話を申し上げることと、それから、保険料を納入していただきやすい環境づくり、毎月納付でござります。

途端月に一万三千円ずつ納めなければならぬといふのは、政治としては大変残酷な政治ですよ。そして八十九万まではゼロ、主人が納めてくれる。これは何も年金だけじゃないのですよ。健康保険もそうでしょう。今度は世帯主になるわけです。ですから、ここへ段階を設けるかどうか、これを考えないと、今みたいに定額で一律にやつて、まあ一律給付というのには必要だ、少なくとも基礎年金

金という名前がつく以上は一律給付は必要であるけれども、保険料を全部定額で納めさせるといふのは社会保障としてはもう大変な欠陥商品だ。所得の再配分効果は全然ゼロでしよう。低いときならまだいいのですよ、百円とか五百十円のときは。しかし、今日のような状態になつて、そして一定額で保険料を置くということはもつてのほかだ、私はかようと思うのです。

総理、これは小さいようなことですけれども、国民にとっては大変なことですよ。一体どういうふうにお考えですか。あなたは頭がいいからすぐわかりでしようけれども、これはもう本当にぎょうの収入が年額九十万円にならぬようになると、パートの収入も抑えることになる。労働大臣、パー

トへ行つても、よく計算をして九十万円になりそうだつたらもう休んでしまう、こういうこともあります。ですから、この調整を全然しないでおいてこの基礎年金を構築したというところに

間違いがある。非常に安易ですね

（略）

ののように一応そろつておるわけでござります。この限界は、仮にもし変えることがあります。さてそれじゃ、それから上の五万円超えた場合はどうかといふ問題は常に必ずついて回る問題ではないか。したがつて、現状のままでやむを得ない課題であると考えます。

○多賀谷委員 所得が一千万あってもやはり一万三千円ですよ。今は六千八百円ですが、九十万円の人も同じです。だから、私は言つておるのであります。

これは何か方法を講じないと——今その確認を無いでおるのですね、社会保険事務所も市町村の国民年金課も。ですから、これは何とか手当てをしてもらいたいと大変なことになると私は思うのですよ。そして、無年金の防止とおっしゃるけれども、十五年間滞納したら無年金になるのですよ。四十年のうち十五年滞納したら二十五年に足らぬでしょう。そしたら無年金になるのですよ。一生懸命何でも

年金が来ないのでですよ。ですから、こういう問題は小さいようだけれども、国民にとっては大変重要な問題である。それに対する政治的配慮がないでしょう。

○増岡国務大臣 これは給付と負担の関係であろうかというふうに思うわけであります。給付が同じでありますから負担も同じにせざるを得ないと、いう事情でござりますので、御理解を願いたいと

○多賀谷委員 基礎年金である以上は、やはり今の徴収方法では崩れていく。こんなに初めて一七・四%も免除者がおつて、その免除者は三分の一しかもらえないのですからね。そうして結果これだけの滞納者が出ておる、確認ができるな

い、こういうような状態で基礎年金がいよいよ発するわけですが、これはやはり基本的に大きな欠陥がある。

一つは、国庫補助金を削減するということに視

点を立てて年金制度を決めた。ですから、この国

雇用保険金があるいは今日の三分の一から三分の一
というようになれば、また融通ができるのです。

すよ。そのことが一つ。国庫補助金をなぜもう少し上げないのか。
それからもう一つは、先ほど言うように、我々が今からの長い経済の動向を見ると、労働大臣もおられますけれども、雇用主、事業主が労働者一人当たり幾ら負担するという方式は、今後非常に大きなアンバランスの状態になると思いますよ。日本が一番口ボツトが進んでいるでしよう。そういう中で、要するにFA工場なんというのは全然

人がいないのです。そうすると保険料を払わなくていいんですよ。労働者は、自分のを払うのは当然ですよ。しかし、雇用主負担、事業主負担の保険料の体系を労働者と同じ折半をするという考え方をすれば、人は雇わなくなる。結局、ほとんど中小企業がかかるようになるのです。これをどういうように見るのが、日本だってあるんですよ、何も労働者一人担当

りに幾らと取らない方法が。石炭年金というのがあるでしょう、厚生大臣。石炭年金は従業員一人当たりというのでは取らなかつたんですよ。一つは石炭が御存じのように合理化によつて労働者が減るといふことも予想されたのですが、トン当たつて取つたのです。トン当たり七十円といふように取つてゐるんですよ。ですから出炭規模においづそれらが払われておるのであります。こういう方法を

今から考えないで、合理化が進んでいく、近代化が進んでいく、オートメーション化になるといふ状態の中に今までのようなやり方ではだめじゃなかいか。いやしくも改革をする以上はそういう改革を出すべきじやないか、こういうように考えるのですが、ひとつこれは大蔵大臣に答弁願いたい。

○竹下国務大臣 これは将来の問題でございますが、今私自身がお答えする能力の限界を超した問題であると思っております。したがつて、やはりあらゆる制度、施策の絶えずの見直しとか、ある

今は今一元化問題は七十年というようなことを言つておりますが、そういう全体の中で検討をする課題ではないかなというふうに感じました。

○多賀谷委員 総理はなかなか識見があるのであります。が、今私が最後に提起した、要するに労働者一人当たりという保険料の拠出金については、今から日本経済を展望するときにこういう行き方ではやがて非常な不公平が起こる。ですから税で取るか、あるいは何かで取るか。一人当たりというならば、労働者となるべく雇わない方が企業としても非常によろしい。それについてどう考えられるか、最後に御答弁願いたい。

○中曾根内閣総理大臣 M.E化の進展等々によりまして、いろいろな年金システムにつきましても、従来の考え方と違つて新しい視角から見直す必要のある点も出てくるであろうと思います。そういう意味におきまして、非常に多様性を持つて現在の機械化、M.E化の進行等を見ながら、保険全般をどういうふうに考えていくか、常に見直していく必要を感じておる次第でございます。

○多賀谷委員 終わります。

○今井委員長 柴田弘君。

○柴田(弘)委員 きょうは総理を迎えてのせつかくの連合審査であるわけであります。実は地方行政委員会におきまして、国鉄問題で政府の統一見解を出していただきたい、そうでなければこれ以上審議が進まないということで、私も質問を留保いたしました。それで、きょうの連合審査は、この国鉄問題を含めて七十年までのいわゆる年金の一元化は一体どういふ方向へ行くのか、そのプロセスを明確にしていただきたいという観点からいろいろ質問をしたいと思っておつたわけであります。が、残念ながら国鉄問題については統一見解は先送りをされております。私はまことに遺憾であると思つておるわけであります。この国鉄問題は一番最後にまとめてやることにいたしまして、私が総理にまずお伺いをしていきたいのは、いわゆる高齢化社会を展望いたしまして、老人にとって医療そしてまた年金というものは生活をす

るために最も重要な課題であると私は考へておるわけであります。

ところが、最近の政府の動きを見ておりますと、老人医療につきましては本人の一部負担を導入し、それがさらにまた強化をされようとしている。そしてまた、年金についても、一連の改正案によつてその給付水準を引き下げようとしているわけですね。そういたしますと、果たしてこ

うした老人福祉の行き着く先は一体どこであるか。きょうもテレビを見ておりましたら、厚生省は厚生白書を発表した。いわゆる福祉の給付については一定の限度を設けて、あとはもう自己負担なんだ、こういうことであるわけですね。

そういうことを見ておると、老人福祉を含めてのいわゆる政府の福祉の考え方というのは、

あくまでも財政優先、財政対策を中心とした考

え方であつて、お年寄りなりそういつた社会的弱者

の生活を本当に守つていくという立場からではな

いということを今私は率直に痛感をいたしてい

るわけであります。特に、高齢化社会を展望して、年金と医療を今後どのように位置づけられ、そし

てまたどうした方向へ持つていかれるのか。厚生

白書の発表もあるわけであります。が、総理にまづお伺いをしておきたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 社会保障制度につきまし

ては、本格的な高齢化社会におきましても長期的

に安定的かつ有効に機能して、国民から信頼され

保つべき制度が必要であると思いま

す。今後ともそういうような観点から、高齢化の

進展に伴いまして、制度の合理化、効率化に努め

ることともに、各種老人福祉施策の充実等についてもきめ細かく配慮する必要があると感じておる次

第であります。

○柴田(弘)委員 きめ細かく配慮する、こうい

ふうにおつしやるわけでありますけれども、どう

も政府に老人福祉に対する哲学といいますか、理

念がないのではないかということを指摘をせざる

を得ない、私はこう思つております。

総理は十月十四日の所信表明演説の中で、我が

国の平均寿命は近年大幅に伸びて、人生八十年時代を迎えて、国民の一人一人がこの長い人生を安心と生きがいを持つて過ごすことができる。社会全体のシステムをつくり上げることが必要である、こうおつしやった。しかし、今回のこの年金制度の改革を初めとするいろいろな社会保障制度のあり方を見てまいりますと、本当にお年寄りが安心と生きがいを持つて過ごすことができる、そういうときめ細かい制度を確立していくのかといふことに、私は甚だ疑問を感じるわけであります。やつていらっしゃることと言つていらっしゃることは言行不一致であると断ぜざるを得ない。

要するに、行政改革という大義名分のもとに、財源不足というものを理由にいたしまして経費を機械的に一律削減をしようという、いわゆる財政優先の考え方すぎず、福祉の哲学、こういうものがあるとは私は考へない。もし総理にそういう哲学というものがあるとすれば、やはり国民の理解を得るようなものを示していただきたい、こう思うわけであります。いかがでありますか。

○中曾根内閣総理大臣 私は、前から、大体十年

ぐらいい前になりますが、人生八十年時代が来る、

そういう意味において、終戦直後の人生五十年を

人生八十年に設計変更する必要がある。それは、

社会のいろいろなシステムについて考える必要も

あるし、生涯学習という面についても考えていく

必要がある。老人福祉についても同様である。特

に、老人については生きがいという問題が非常に大事である。特に、日本の場合にあっては在宅福

祉という面が重要視されるべきである。老人の世論

調査を見ますと、常に家族と同居したいという御

希望が非常に強いようでございます。そういうよ

うないろいろな日本の特性を考えながら、日本の

社会福祉制度を老人の体系についても作り出

していくように今後とも努力していきたいと思

う次第でございます。

○柴田(弘)委員 今回のこの年金制度の改革を含

めまして、世代間の公平ということが言われています。そこで、厚生年金は四十年加入で現役の平均賃金の六九%の給付水準、地共済の場合は、職業年金相当部分を除いて六九%。私は思うのですが、九%という数字だけがひとり歩きをして、本当に年金を保障するものではない、こういうふうに私は考えておられます。少なくとも公的年金と言うからには、やはり老後の生活のために、せめて最低生活というものを保障するものでなければならない、こういふうに私は考へておるわけですが、この公的年金の役割というものを総理はどうお考へになつていらっしゃいますか。

○中曾根内閣総理大臣 公的年金制度は、世代と世代の間の助け合いの仕組みによって老後の所得保障を行うものであり、国民の老後生活を支える主柱となるものであると思ひます。給付水準につきましては、現役世代の所得水準との均衡やその負担についても考慮しつつ設定されしかるべきものである、そのように考へております。

○柴田(弘)委員 今総理が御説明になつたような給付水準が果たして設定されているかどうか、先ほど來私は疑問を呈しているわけであります。が、最近の個人年金の隆盛の問題、それからもう一つは老後生活を支えるためのいわゆる貯蓄率の増強、向上の問題、こういったものを考えますと、公的年金制度に対する国民の非常な不信感があるのではないか。今総理は公的年金というのは老後生活の主柱を支えるものである、こうおつしやつた。そうすれば、私ども、あるいは素朴な年金受給者の立場からいえば、少なくとも公的年金と言つからにはやはり最低生活を保障できるものであるのだ、ゆとりある生活というもの、それも大事であるかもしませんが、そこまでいかなくても、要するに最低生活を保障できる年金というものが公的年金であるのだ、私はこういう素朴な考え方であろう、こう思つてあります。

はつきりお伺いいたしますが、公的年金の役割

○中曾根内閣総理大臣　今政府が進めております
る公的年金体系の一つの重要な基礎として、基礎
年金という構想を導入しておるわけでござります
が、この基礎年金にある意味におけるそういう想
法が出てきていると思うのであります。

○内閣総理大臣　いかにもおっしゃる如きは、
確かに、社会保険制度の根本的な考え方から、
公的年金の性格というものを、一体国民はそれに何
を期待したらいかと、そういうことをここでお伺いし
たいが、どうなんですか。

○内閣総理大臣　なほ、ゆとりある生活を保障するもの
があるのは所得の主柱とおっしゃつたのですが、一
部分あるいは大部分を保障して、あとはもうそれ
ぞれ自分で勝手にやれ、こういうふうな考え方なら
のか。私は、社会保障制度の根本的な考え方から、
公的年金の性格というものの、一体国民はそれに何
を期待したらいかと、そういうことをここでお伺いし
たいが、どうなんですか。

改正法の基礎年金は、老後生活の基礎的な部分を保障するものであり、高齢者の現実の生計費等を総合的に勘案して、月額五万円の水準といたしましたのであります。この五万円が適切であるかどうか、公明党の先生方からはもつとふやすようになって御注文を前から承っているわけでございま

○柴田(弘委員) 私がお聞きしているのはそういうことではなくて、いわゆる社会保障制度としての年金、しかも公的年金と言うからには、その公的年金の役割というのは一体どういうものなのかな、最低生活を少なくとも保障できる年金でなければならないでしょう、こういうことを聞いているわけですね。あるいはその一部を保障するだけであつてあとはもう自己負担でやってください、個人年金も結構です、あるいは老後の生活のために貯蓄をしなさいよ、こういう考え方の公的年金がどうかということなんですね。国民は何をこの公的年金に期待したらいいか、こういうことを聞いているわけなんです。

○増岡国務大臣 特に基礎年金につきましては、老後の生活の基本的な部分を保障するものと考

等を総合的に勘案して月額五万円、夫婦の場合には十万円の水準としたものであります。あくまでも生活の基礎的な部分の保障という趣旨でござります。

○柴田(弘)委員 私は基礎年金の問題までまだ聞きませんですよ。公的年金といふものの役割について聞いておるわけなんですよ、大臣。要するに私どもの率直な意見、そして年金受給者の素朴な意見、考え方からいえば、少なくとも公的年金と言うからには、ゆとりある生活はまだともかくとして、最低生活の保障をするべきものである、それがやはり公的年金の国民が期待する位置づけだ、私はこう思つてゐる。ところが、今政府の方はそんな考え方がないわけだ。生活費の主柱を占めるかもわからぬが、その一部なんだ、あとはどうぞ御自由に、こういう考え方である。そことに、国民の素朴な考え方と政府の考え方非常に大きくな食い違いがある、こういうことであります。

以上につきましては、そういった食い違いを私は指摘をいたしまして、次の問題にいきたいとと思うのですが、やはり総理、今回の共済年金の改革は、共済年金が公務員制度の一環、こういうことには位置づけられている、こう思うわけであります。であるならば、やはり人事院、その他権威ある公的機関の意見を十分聞くべきじゃないか。あるいはまた、この年金改正、その年金水準そのものについて一番当事者の公務員の諸君の理解を得られなければならない、こういうふうに私は考えているのですが、私はこうした今回の改正案を見てもいりまして、そういった諸君たちの十分な理解を得てない、ここに一つの大きな問題がある、こういうふうに思います。やはり信頼関係が大事でありまして、今回この提案というものは、そういう点で一つの大きな問題があつたのではないかということを私は感じてゐるわけであります

○中曾根内閣総理大臣 柴田委員のお話に私も同感であります。できるだけ幅広く関係者の御意

見を微して決めていくのが適当であると思います。今回の改正案は、今後の高齢化社会を控えて、給付と負担の調整を図り、共済年金制度の長期的安定等を図るためのものであります。関係の審議会におきましても十分に審議され、おおむね了承を得てあるところであります。

また、国家公務員につきましては、今回の改正案の原案の段階から人事院とも協議し、人事院から大蔵省に對して口頭で意見の申し出があつたところでありまして、改正案は人事院の意見も踏まえて取りまとめましたのでござります。

○柴田(弘)委員　審議会等の答申ですね。例えば地共済の審議会の場合も、基礎年金問題等々につきましていろいろな意見があつたわけであります。時間の関係で、ここでそれは申しませんが、やはりそういつた点が取り入れられてない。大方の意見を取り入れられたとおっしゃつたのですが、政府は何かしら都合のいいところだけ取り入れて法案にまとめられた、私はこういうふうに思ひます。

そこで、公務員の諸君の大多数がどう言つているかと言えど、今回の改革というのは、国庫負担の削減と公的年金制度による財政調整、この上に立つて給付水準の大幅切り下げ、負担の大額引き上げを行うものである。これは公務員共済年金制度というものを根本から破壊しようとするものである。社会保障制度のあり方あるいは公的年金の役割といふものについて、今回のこの改革に当たつてこういった基本的な考え方が十分に検討されたものとは言ひがたい、こういふことを言つていただけであります。この点についての回答は求めませんが、私はこの指摘は正しい、こういうふうに実は考えております。

そこで基礎年金ですが、簡単にお聞きをしておきます。

五万円にされた根拠というのは、これは横並びになつてゐるわけであります。が、極めて不明確だ、私はこういうふうに思うわけであります。しかも、現在の生活保護費は、二級地で、単身者が

六万八千七百四円、夫婦で十万七千五百四十三円であるわけであります。あるいはまた総務庁の全国消費実態調査によりましても、高齢の単身者で月に七万七千七百五十九円、これだけかかるとうわけでありますね。政府は、食料費などか住居費などか光熱費とか被服費、こういうものを合計して老人の一ヶ月の消費支出額が四万七千六百円程度かかるということで、これが五万円の根拠になつてゐるわけであります、老人の生活の中には、絶えず私どもが主張しておりますが、保健医療費もあれば交通通信費もあるわけでありますね。しかも、こういつた基礎年金そのものが無理に出の生活保護水準さへ下回るといふのでは国民の納得が得られない。私どもは少なくとも五万五千円、夫婦合わせて十一万円の、生活保護費を上回る基礎年金を支給すべきだ、こういう考え方を持つておるわけであります。

この点について、過日の委員会で自治大臣は、今後、そういう意見を含めて一層給付の改正の方向へも検討したい、こういうようなお考え方もあつたわけであります、基礎年金について改めて総理に御見解をお聞きしたい。

○中曾根内閣総理大臣 基礎年金は、前から申し上げておりますように、老後生活を支える、基礎的部を支える、そういうようなものと考へて五万円というものができておるわけでござります。急速な高齢化時代がやつてしまいまして、それに対して世代間の公平とかあるいは制度の長期的安全性とか、そういういろいろなものも考えましてこの水準が適当であると考えて実施しておるものでございます。

いろいろな御議論はあると思いますが、現行のいろいろな生活、給与、年金、そのほかの体系全般をも見まして、この水準で安定している、そして、将来高齢化がさらに進んだ場合におきましても、現役あるいは将来の人たちとの間の負担の公平ができるだけ維持されるように配慮していくべきものである、そう考えておるわけであります。

一体どういうものですか。

○増岡國務大臣　先ほども申し上げましたが、老後生活の基本的な部分を保障するということでお金を貯めよう。貯まつ三十五歳口、二十二歳に当たる。貯

さいます。現実の生詰費の中でそれは当然ある部分を総合的に勘案して五万円と算定したわけでございます。

○柴田(弘)委員 総合的に勘案をされて五万円とされたと言うのですが、それでは総合的に勘案された中に老人の保健費と通信交通費というのは計

○増岡国務大臣　そのようなものは私の記憶では計算をしていないと思いますけれども、詳細にわざわざお聞きしたか

たりましては政府委員から答弁いたさせます。
○柴田(弘)委員 まあいいです、わかつていてます
から。

計算されてないのですよ大臣そろそろではお年寄りは医療保健費が必要でない、交通通信費が必要でないと言うのですか。人生八十年といふのは

総理がおっしゃつてゐる。私はその点について、老後の生活の安定のためだ、世代間の公平あるい

は年金の長期安定を図るためだ、そういう口実のために基礎年金も本当の生活の水準を維持していくものではなかつたということを残念で仕方がないというふうに思います。この点は社労委員会でも随分やつてまいりましたので、これでとどめてまいりますが、この点も将来増額の方向で大いに検討していただきますことをここで要望してまいりたいと思います。

そこで、年金改革の今回のねらいというのは、私は過日の委員会でも申し上げましたが、一つは

国庫負担を減額させる政府の財政対策である、こういふことを言いたいわけであります。厚生年

金国民年金ではピーク時の昭和四十年には二兆五千億の国庫負担が減額をされる。地方公務員共済の場合も昭和九十年には累計をして二兆三千五百億円減額がされる。年金の給付なり、あるいはまた負担の引き上げを少しでも少なくしていく、保険料率、保険料を引き上げていくのを少なくしていく、こういった切り下げに用いられればとも

かく、それだけの国庫負担というものをどうしていくのか。減税をしていただければそれにこしたことではないわけがありますが、こういった国庫負担、公的負担の減額は財政優先の考え方である。お年寄りの生活の安定などということより、あるいは保険者のそうした掛金の引き下げということよりも、そういった点に今回のこの年金改革のウエー卜というものは置かれている、私はこういう点を一点指摘をしたい。

それから二つ目には、これは厚生大臣とも議論しましたが、国民年金の救済のためじゃないか。国民年金の財政是非常に健全ですよとおっしゃつたが、私は必ずしもそうじやないと思います。先ほど来議論があつたところであります。国民年金の積み立て、支出比率を見ましても、昭和六十年代には一を割っている、そういうふたところが多い。現状を見ましても、そういうふたことあります。

それから、いま一つは、これは総理もくしくもおづいやつておりますが、今回の年金改正といふのはどうしても成立させなければいけない、国鉄はどうしても救済をしていかなければならぬ、だから、この改正というものを与野党を超越してやらなければならないという発言をされた。記憶があると思う。国鉄救済であるならば、この年金改正の審議の前提条件としては私は国鉄の救済策というものをきちっと出すべきだというふうにかねがね論議で思つておったわけであります。以上の三点について、概括的でいいですから総理の意見を聞きたい。

○中曾根内閣総理大臣 この問題は、かねてから与野党の議論等も踏まえ、また、各種審議会の答申等も踏まえまして、公的年金等の一元化を図る必要がある、特に、高齢化社会を迎えて大きな改革、一元化へ進む必要がある、そういうようなお話を受けまして、党でも随分勉強もし、また、与野党の意見も伺いつつ、昨年の二月に大体工程管理表みたいなスケジュールをつくりまして、七十一年を目指して一元化を行う、その前に、これこれ

しかじかの年金体系については逐次元化に向けて体系を整備していく、そういうシステムで今進みつつあるところでございまして、大原委員のお話によれば、いわゆる第三段ロケットに点火する、そういうような段階に今来ていると思うのでございます。

○国鉄の問題ももちろん年金体系の中の重要な部分を占めるものでござりますから、国鉄を無視するわけにはまいりません。やはり国鉄の皆さんに心配をかけないようにみんなで努力するということは大事なことであると考えて、もちろん念頭にあらざることを申す次第なのであります。

○柴田(弘)委員 それで総理、先ほど議論があつたのですが、私も地行委員会で大蔵大臣に質問をしました。六十四年までは政府の責任の上において支払いに支障のないようになつて、その中身は何だ、一体どういう具体的な財政措置をするのか、こう言いましたら、大蔵大臣は、それは私の方の答弁の限界を超えて、こうおっしゃつた。また、六十五年はどうかと言つたら、六十五年以降についてもそのような答弁であった。それで、きょうの連合審査になつた。総理なら、せめて少なくとも政府がその責任の上において支払いに支障のないようにすると言うのだったら、総理としての考え方があるであろう、こういうことで私も総理の出席を要求し、連合審査を要求したということがあるわけありますね。今、大蔵大臣とのやりとりがあつたわけですが、総理としては、政府の責任においてやつていくといふのは一体どういうことなのか。先ほどお話をありましたように、一般会計で財政負担することなるのか、あるいはまた政府の責任といふのを拡大解釈して、厚生年金や地共済等々他の年金に参加をしていただいての財政調整ということも考えていいのか、そのどちらかだ、あるいはその両方かもしれないが、そういったことだと私は思つてゐるのですが、どうですか、総理。

○中曾根内閣総理大臣 この点は、最初に大原委員との間の問答の中でだんだん問い合わせられました

○柴田(弘)委員 それを見ておるわけなんですよ。どうなんですか。では、変わった角度から質問しましょう。
六月十八日本会議、総理は国鉄共済年金の財政問題について、国鉄共済を救うために六十五年度以降全年金制度を通して負担を調整する必要がある、こうおっしゃった。今六十四年まではどうかということですが、そうすれば、これは六十五年度以降はやはり厚生年金や地共済グループなどからも新たな拠出を求めるというふうにしか理解できない。どうなんですか。あなたが答弁されたことなんですね。

○中曾根内閣総理大臣 この点は、大蔵大臣が申し上げたのは、これは内閣全体で考るべき問題で、今、一大歳省のそろばんじりばかり考えているような点だけでは考えられない大きな政治的課題であります、そういう意味で大蔵大臣は御答弁になつてゐるんだろうと私は思っております。確かにそういううことであると私も思います。
したがいまして、そのときだれが内閣総理大臣になつてゐるか知りませんが、やはり内閣全体として、国民世論あるいは各与党、野党の御意見、各種審議会の動向あるいは国家財政の状況、そういうものの全般を踏まえつつみんなで助け合って、そういうような考え方立つてやるのが適当ではないかと思ひます。

○柴田(弘)委員 そうすれば、今わかつた範囲は、六十四年度までは、政府の責任において支給に支障のないようやつてまいりますよ、その中身はどうなるか知りません、ところが、六十五年度以降においては、要するに国鉄救済のために厚生年金とか地方公務員共済からも新たな拠出を求めることもあるのだよ、こういうふうに私は理解をいたしたわけであります。それでいいですね。

○中曾根内閣総理大臣 ただいま申し上げましたように、非常に総合的な一つの政治課題として發展していくと思っております。それに対しても政

政治的に解決するという考えが必要で、それは内閣

全体で取り組む必要がある問題である。もちろん、財政的観点も考える必要もございますが、与

野党の意見やら、また、各種審議会のそれまでの御意見やら、国民のお考えやら、そういうふうにすべて勘案して考るべき問題であつて、そのように考えております。

○柴田(弘)委員 私が申し上げたように理解をしておきます。

そこで、私は、今回の国鉄問題には二つの問題があると思うのですね。それは、一つはいわゆる国鉄改革、これは要するに監理委員会の答申を最大限尊重されてやることであります。しかし、そういつた国鉄改革に伴つて出てくる赤字の資金不足というものが一つあると思うのですね。

それからもう一つは、今、国会で議論されております国鉄改革だけではなくて、もう既に今日までの国鉄共済の運営あるいはその現状といふものについて問題があつた部分がある。現実に国鉄においては積立金を食いつぶしてしまう。しかも、毎年の保険料でもうこの支出を賄うことができない。しかも、その積立金の半分といふのは事業主負担になつていています。今まで国鉄は国がオーナーであつて、国鉄を監督指導する立場が國にあつた

というふうに私は思うのです。やはり国がそういう責任を持つて解決すべき問題である、こういうふうに思います。

こういつた二つの側面がある。一つは政府の国鉄の民営・分割化という政策転換によつて出る部分、そして今まで既にあつた部分、この二つの部分は私はどうしても國の責任においてきつと解決をしていかなければならぬ問題であると仰ります。統一見解の策定に当つては、やはりこういつた意見もよくしんしやくをしていただきまして対応していただきたい。國の責任の明確化ということをきつとしていただきたい、私はこう思いますが總理、どうですか。

○中曾根内閣總理大臣 広くよく検討させていただきたと思います。

○柴田(弘)委員 大蔵大臣、いかがですか。

○竹下國務大臣 そのような意見をも踏まえつつ検討すべきであるというふうに思います。

○柴田(弘)委員 そこで、国鉄問題の出発点に戻りまして、今まで社会保障制度審議会あるいは国共済審議会で再三にわたつて、国鉄問題を早いところ何とかしなさいと繰り返してきたんだが、

国に責任に触れた具体事例が示されないままことに遺憾だということで、これはもうずっと答申を受けてきました。昭和五十八年三月二十九日の大蔵大臣に対する答申、それからことしの四月八日にも、政府は具体策を検討する場を急に設けるべきである、こういうふうになつた。今、国会でこういつた問題に火の手が上がつて、この審議中に、法案の議了まで何とか出します、こう言って答弁をされているという現状、要するにこれだけこの審議会から政府に対する答申を受け取つて、今日まで検討する場を設けていなかつたというのは、政府のこの国鉄問題に対する怠慢といふもので僕は言いたい審議会といふべきであります。何とも思つていらしゃらないのですかね。何とも思つていらしゃらないのですか。この審議会の軽視だ、僕はこう思うのですよ、その辺はどうなんですか。

○竹下國務大臣 特に一番近いのが四月八日の国共審の答申で、早急に検討の場を設けるべきだ、この場を設けていない、それは怠慢じやないか、こういうことがあります。私ども、いろいろ考えがないわけではなかつた。しかし、その後いわゆる監理委員会の意見といふものが出で、そのとおり将来実行されたとすれば前提が崩れてしまう、こういうことになるわけありますので、したがつて二つの側面が出てきたなと思つておりますが、これもきょう、官房長官の統一答弁にありますように、今の意見等を踏まえながら何らかの方向を本院におけるこの法律案の審議中に提出されなければいかぬというふうに考えております。

○柴田(弘)委員 それで統一見解は、いわゆるこの衆議院――これはちょっともう一つ聞いておかなければいかぬのだけれども、先ほどの大原委員に対する答弁で、この法案の議了するまで、たしかそうだった。そうすると、議了するといつても衆議院で議了するのか参議院で議了するのか、もちろん私どもは衆議院だと考へておるわけですね。その辺をひとつはつきりしていただきたいと

いうこと、それから、当然見解を出すには検討の場をもつと早く設けなければいけない。それはいつまでに設けられますか。

○竹下國務大臣 第一のお答えは、本院を議了する、こういうことであります。

第二の問題といふのは、検討の場といふようなものが、これから議論してみなければなりませんが、恐らく官房長官がお答えになつた趣旨は、それをも含めて明示されるではなかろうか、こういふふうに考えます。

○柴田(弘)委員 いつですか。

○竹下國務大臣 この本院における議了までに官房長官が皆さん方の意見等をも勘案しながらこの方向を示すとおっしゃった、その方向を示す中に

おっしゃった。厚生大臣は、いや、やはり国鉄共済は大蔵大臣の所管だから、大蔵大臣を中心にしてこれはやつてもらおうのが妥当だ、こういう意味の発言をされた。一体どちらがどうだかと思って

いるわけなんです。やはり検討の場といふのは統一見解を出すにはどうしても必要だと思うのですが、總理の腹案としてはこの検討の場は一体どう

いった形か、いわゆる下部機構ある学識経験者等々のそういう委員会というか審議会といふのをつくるのか、あるいは政府の閣僚会議の中だけでやつてしまふのか、その辺のところはどういうお考へなんでしょうか。

○中曾根内閣總理大臣 その辺につきましては、与党ともよく相談もし、また各閣僚の意見も徴しまして、慎重に研究してみたいと思つております。

○柴田(弘)委員 それでは統一見解は、いわゆるこの衆議院――これはちょっともう一つ聞いておかなければいかぬのだけれども、先ほどの大原委員に対する答弁で、この法案の議了するまで、たしかそうだった。そうすると、議了するといつても衆議院で議了するのか参議院で議了するのか、もちろん私どもは衆議院だと考へておるわけですね。その辺をひとつはつきりしていただきたいと

いうこと、それから、当然見解を出すには検討の場をもつと早く設けなければいけない。それはいつまでに設けられますか。

○竹下國務大臣 第一のお答えは、本院を議了する、こういうことであります。

第二の問題といふのは、検討の場といふようなものが、これから議論してみなければなりませんが、恐らく官房長官がお答えになつた趣旨は、それをも含めて明示されるではなかろうか、こういふふうに考えます。

○柴田(弘)委員 いつですか。

○竹下國務大臣 この本院における議了までに官房長官が皆さん方の意見等をも勘案しながらこの方向を示すとおっしゃった、その方向を示す中に

というふうに思います。

○柴田(弘)委員 だから、それを示す前にやはり検討の場といふのは設けなければいけない。

それから最後に、これは大きな問題で聞いておきますが、この国鉄問題がきちっと解決をする、そして七十年までの年金一元化の中であと何が残つておるかという問題が一つある。

この一元化の内容といふのは、それについてじやどうなるか。例えば、要するに各制度を全部完結してしまつてやる一元化であるのか、各制

度を残してそしていわゆる負担の調整といふものをするべきである、こういうふうになつた。今、国会でこういつた問題に火の手が上がつて、この審議中に、法案の議了まで何とか出します、こう言って答弁をされているという現状、要するにこれだけこの審議会から政府に対する答申を受け取つて、今日まで検討する場を設けていなかつたというのは、政府のこの国鉄問題に対する怠慢といふもので僕は言いたい審議会といふべきであります。何とも思つていらしゃらないのですかね。何とも思つていらしゃらないのですか。この審議会の軽視だ、僕はこう思うのですよ、その辺はどうなんですか。

○竹下國務大臣 特に一番近いのが四月八日の国共審の答申で、早急に検討の場を設けるべきだ、この場を設けていない、それは怠慢じやないか、こういうことがあります。私ども、いろいろ考えがないわけではなかつた。しかし、その後いわゆる監理委員会の意見といふものが出で、そのとおり将来実行されたとすれば前提が崩れてしまう、こういうことになるわけありますので、したがつて二つの側面が出てきたなと思つておりますが、これもきょう、官房長官の統一答弁にありますように、今の意見等を踏まえながら何らかの方向を本院におけるこの法律案の審議中に提出されなければいかぬというふうに考えております。

○柴田(弘)委員 いつですか。

○竹下國務大臣 この本院における議了までに官房長官が皆さん方の意見等をも勘案しながらこの方向を示すとおっしゃった、その方向を示す中に

いわゆる工程表をつくつていく、こういう努力が

必要であると思っております。

○柴田(弘)委員 塚口力君、じゃ終わりります。

○坂口委員 では引き続きましてお伺いをいたしましたが、時間が短うございますので簡潔にお聞きをして、ひとつ簡潔にお答えをいただきたいと思います。特に、大蔵大臣はごまかさないようにひとつ御答弁をいただきたいと思います。

公務員制度の基本は、言うまでもなく労働基本権の制約であります。スト、権、団体交渉権その他を認めていないわけでありますし、また労働基本権のほかに職務専念義務あるいはまた守秘義務等の義務も公務員には課せられているわけであります。その代償として人事院制度がありますし、その待遇は法律によってまた定められているところでございます。その中でこの年金というのも給料、退職金とともに三本の柱の中の大きな柱として位置づけられていることは今さら申し上げるまでもございません。これらの制約に対応した待遇が法律で定められまして、給料、年金そして退職金、これらが公務員制度の一環としてその中に織り込まれていると申しますか、公務員制度の中に織り込まれた問題である、こういうふうに考えますが、まず総理の御見解を伺つておきたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 給与、退職年金制度は公務員制度の一環をなすものと理解しております。

○坂口委員 ここで大蔵大臣に一つお聞きしておきます。今回の法改正によりまして、既裁定者も含めてございますけれども、最高に年金額が低下する人、それから最低で低下する人、大体どれくらいの範囲であるか、ちょっとお答えいただけますか。——それじや結構でございます。先ほど事務局でお聞きしましたら、最高で四割だそうでございました。最低一割ということで、官官格差として縮された。しかし中には、とりわけ次官級のお方は四割ぐらい下がる、こういうことだぞうでございます。

今回の改正が昭和三十四年の国家公務員等共済組合法の改正以来の大改正であることは、総理も

おわかりいただけたと思うわけでございます。私は先日の大蔵委員会の質問でも申し上げたところですが、退職年金制度が書かれておりま

す国家公務員法の百七条の歴史を振り返って、過去の国会審議等の内容を読んでみると、公務員制度調査会、これは総理の諮問機関でございますが、昭和三十年に開かれまして、この中で、国家公務員の能力減退を補償する、こういうふうに述べているわけであります。こうしたことを受けまして、そして以前の恩給法のときの思想も引き継いでいるわけであります。

〔今井委員長退席、越智委員長着席〕
旧国家公務員法の百七条、百八条が現在の国家公務員法に変わりましたとき、その内容のどこが変わっているかということを調べてみますと、現在の国家公務員法の百七条の第二項に、いわゆる年金制度というのは「退職又は死亡の時の条件を考慮して」となっておりますが、これが旧国家公務員法におきましては「退職又は死亡の時の条件に応じて」というふうになつております。それから、現在の国家公務員法は「本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならぬ」。となつておりますが、これでございますけれども、最高に年金額が低下する人、それから最低で低下する人、大体どれくらいの範囲であるか、ちょっとお答えいただけますか。——それじや結構でございます。先ほど事務局でお聞きしましたら、最高で四割だそうでございました。最低一割ということで、官官格差として縮された。しかし中には、とりわけ次官級のお方は四割ぐらい下がる、こういうことだぞうでございます。

ということになつております。今回の法案はこれが平均標準報酬月額といふことに変わつたわけでございまして、詳しく述べる時間がございません。

けれども、そうした経過をずっと見てみると、恩給法から現在の国家公務員等共済組合法に変わりましたときの変化よりもむしろ今回の改正の方が大きな変化がある、こう思うわけでございま

す。しかし、国家公務員法の内容は何ら変えられることなしに今回改正案が提案をされたわけでございます。

そこで、現在の国家公務員法百七条の中に流れております背景あるいは思想というものを見てみますと、先ほど申しました旧国家公務員法のときから受け継がれたものがかなりございまして、そして最後にござります「適当な生活の維持を図る」というところは、先ほど申しましたように、「維持するに必要な所得を与えること」という旧国家公務員法の流れをくみながら字句が改められている。そのころの審議の模様のいろいろのものを見てみると、ここに言います「適当な生活の維持を図る」の以前の「必要な所得を与えることを目的とする」という旧国家公務員法のこの部分は、憲法二十五条に言います「健康で文化的な最低限度の生活を営む」に必要な所得の額を上回るものであった、こういうふうに理解をしなければならないいろいろの審議の過程があるわけでございます。

そこで、今回の改正案は、「適当な生活の維持をするに必要な所得を与えることを目的とするものは、旧国家公務員法におきましてこれに合うべきものでなければならない。」となつておりますが、これでございますけれども、最高に年金額が低下する人、それから最低で低下する人、大体どれくらいの範囲であるか、ちょっとお答えいただけますか。——それじや結構でございます。先ほど事務局でお聞きしましたら、最高で四割だそうでございました。最低一割ということで、官官格差として縮された。しかし中には、とりわけ次官級のお方は四割ぐらい下がる、こういうことだぞうでございます。

それでは、内容がどう変わつたかを見ますと、恩給法のときの算定基礎給与は最終給与額でございましたが、国家公務員等共済組合法になりましたが、これは今まで算定基礎給与が最終給与額であつたのはまた最終一年の平均本俸、こういうことでありましたから、これでよく当てはまつたと思う

○門田政府委員 ただいま先生の方から大変精密な御意見がございました。国家公務員法百七条は大変専門的な条文でございますが、その中に流れております思想は、大体においておっしゃられた

ような趣旨であります。恩給から共済の仕組み、また共済の仕組みの中で今回の改正、こ

ういう流れがあるわけでございまして、その中で今回の改正がこの百七条におきますところの「適当な生活の維持を図る」これに本当に適合しているのであろうか、こういう御質問であったと思

います。

私どももこの百七条のことを十分念頭に置きまして、今回の改正は年金制度としての大きな改正であります。同時に、国家公務員等の共済年金は公務員制度の一環であるという側面でございま

すので、そのところは職域年金部分というものを設けましてこういつた国家公務員法等の趣旨に

対処する、こういうことにいたしたわけでござい

ます。具体的な乗率等を掛けましたところの最終

的な給付水準は、基礎年金、報酬比例部分、職域

年金部分を総合的に見まして、人によりましてそ

このところはいろいろ違つてまいりますが、全体

としてはこの趣旨に合つておるというふうに考

えております。

従来からも共済年金の中で一般方式と通年方式という二つのものがございまして、国家公務員で

すと五〇%強の人が通年方式といいます今回の制

度に近いような制度を選んでおつたわけでございまして、この「適当な生活の維持を図る」という趣旨には反していない、こういうふうに考えてお

ります。

○坂口委員 最初の「退職又は死亡の時の条件を考慮」する、この「退職又は死亡の時の条件を考

慮して」というのは、例えば退職なら退職のとき

の条件を考慮してということだらうと思うのです

が、これは今まで算定基礎給与が最終給与額であつたのはまた最終一年の平均本俸、こういうことで

ありましたから、これでよく当てはまつたと思う

わけです。しかし、今回の場合は平均標準報酬月額でございましたけれども、また最終一年の平均本俸

額ということになりますから、これは「退職又は死亡の時の条件を考慮して」という表現からは少し遠ざかるのではないかだろうか、そんなふうに読み取れるわけでございます。これらも含めて、この字句の問題もさることながら、この国家公務員法百七条に流れておりますところのものと今回とは若干これは異なつてきている。

そこで、「これはその四も勘案しておる、こう

先日も大蔵委員会で、それじゃ人事院としては、この百八条に「年金制度に関する調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができる」という条文がありますけれども、その調査研究はどうですか、あるいは国会及び内閣に申し出られましたか、こういうことを申し上げたわけですね。主計局長に口頭でお申し出にはなりましたけれども、しかし、それは口頭でのお申し出であつて、これは余り大きな研究結果ではなかつた。そういうことではなかつたが、その旨は人事院総裁から御答弁がありましたし、それ以後、人事院の方から主計局長に口頭で申し入れられました内容につきましては、お聞きいたしました。短いですから読る上げてみますと、こういう内容でござります。

退職管理を可能にする等人事管理上重要な役割を果たしており、これが公務の公正かつ能率的な運営に資するという公務員制度の側面を有していることに鑑み、年金制度の改正に際しては特に職域年金の在り方を中心として公務員制度の一環として機能し得るよう十分な配慮を必要とするものと考えます。

しかし、この前も申しましたように、今回のこの改正を行ふに当たりまして人事院が出されたものとしては少しお粗末ではないだろうか。調査研究することになつておりますが、調査研究をされなかつたのか、そして、されても発表をされなかつたのか、それとも、特別に今回のこの改正に当たつては調査研究をされなかつたのかということ、もしされなかつたのであるならば、この法案が通るがが通らないかこれはよくわかりませんけれども、まあ後先になりますが、今後調査研究をされて国云に御報告になるお気持ちがありますかどうか、あわせて御答弁をいただきます。

また、今回の改正につきましても、私どもしては、先ほどお読み上げになりましたが、同時に、申し入れもいたしておりますが、同時に、が策定される段階におきましても、累次意管省の方には申しまして、できるだけ公務の一環としての年金制度というものが確立する、このために努力をしたつもりではあります。私どもは、職域年金というものが三階建ての積み上げとして出てきたということについても、そういうふうな関係者の話し合いあつても、努力というふうなもののが結果ではなかろうと思つております。

なお、先ほど御質問のございましたような法案の御審議の過程におきましても、もが対応しなければならないような状態も、それの対応の一環として、場合によつて見を申し上げることもあるうと思いますし、またいろいろ調査を継続する過程においても、私どもはやはりこの制度の一環としての年金制度を確保していこうとする立場であります。

今回の年金制度改革は、高齢化社会の到来に伴う社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ改革を進めることで、長期的な展望にたち、給付と負担の適正化を図ることにより世代間の公平性を確保することとともに、この制度が公務の職域における老後の所得保障として、公的年金の一翼をも担つてまいりことから制度間の整合性の確保にも配慮することも必要となるものと思われます。

しかしながら、公務員の年金制度は、社会保障年金としてのみならず、公務員に国民全体の奉仕者として在職中厳正な規律の下で専心勤務に励むことによるものとともに高い志気の保持、適切な

総裁の今御答弁の中で、審議中においてを申し述べる機会があれば述べたいというおっしゃいましたが、それは、この口頭でおられた総論的なことはなく、もとと各論的な各論的なことで御意見をお持ちになつてそれが現在のこの法案には十分反映されは思えない部分もあるから、その審議の過りにおいてもし意見を述べよということがあればべる、こういうことでござりますか。

○内海政府委員 先ほど申し述べましたよこの法案自体につきましては、私どもは、公務員についてはかなり厳しい点もござりますが、職域年金というものが設けられるれども、職域年金といふものが設けられるつて、公務員制度の側面からも一応の措られ得た、こう思つておりますから、この

も意見
ことを
申し入
具体的
いる、
いると
程にお
申し述
うに、
確かに
ますけ
ことに
置がと
こと自
あります。
○坂口委員 総理、今お聞きをいただきましたよ
うに、今回のこの法案が提出されるに当たりまし
て、きょうお昼からずっと議論がありましたよう
に、国鉄の問題にいたしましてもいろいろの問題
を残しておりますし、また、人事院の方も、特別
に今回のこの大改正に当たりましてそれにふさわ
しい調査研究というのもされませんでしたし、
そして、国会あるいはまた内閣に意見を申し述べ
るというほどのこともやりにならなかつた。そ

また、今回の改正につきましても、私どもしては、先ほどお読み上げになりましたが、同時に、申し入れもいたしておりますが、同時に、が策定される段階におきましても、累次意管省の方には申しまして、できるだけ公務の一環としての年金制度というものが確立する、このために努力をしたつもりではあります。私どもは、職域年金というものが三階建ての積み上げとして出てきたということについても、そういうふうな関係者の話し合いあつても、努力というふうなもののが結果ではなかろうと思つております。

なお、先ほど御質問のございましたような法案の御審議の過程におきましても、もが対応しなければならないような状態も、それの対応の一環として、場合によつて見を申し上げることもあるうと思いますし、またいろいろ調査を継続する過程においても、私どもはやはりこの制度の一環としての年金制度を確保していこうとする立場であります。

れからまた、先ほど申しましたように、国家公務員法も今までの流れから見ますといろいろ流れが変わつてきているにもかかわらず、ここには何ら手をつけることをされなかつた。私は、この提出されました法案のよしあしを申し上げているわけではございませんで、その結論に至りました過程を申し上げているわけありますし、いろいろそこで研究をしても同じ結論になつたかもわかりませんが、たとえ同じ結論になつたといたしましても、過程がどうであつたかということによつて持つ意味は違つてくると思うわけでござります。

ひとつ總理にお聞きをしたいと思いますのは、今回のような年金制度を抑え込むような大改革は、公務員制度そのものを抜きにして年金だけを大改革することはでき得ないシステムになつてゐる。先ほど申し上げたように、労働基本権の面からいきましても、あるいはそれを補います法律からいきましても、人事院の制度からいきましても、これは公務員制度論を抜きにしてはでき得ない状態になつてゐる。本来なら公務員制度審議会、これは總理の諮詢機関にならうかと思ひますが、この辺も開いて、公務員制度論をひとつ十分にそこで議論を闘わして、そして公務員の待遇のあり方等をまず検討しなければならない問題ではなかつた。こういうふうに考えますが、この点についてひとつお答えをいただきたいと思います。

○中曾根内閣總理大臣 公務員制度審議会は、國家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員の労働関係の基本に関する事項について調査審議するものであり、また、国家公務員等共済年金制度はこの所掌外にあると考へております。国家公務員等共済年金制度を所掌する審議会は、国家公務員等共済組合審議会及び社会保障制度審議会といふ。しかし、公務員制度の中に、最初の御質問にありましたように、大きく包摶されて、年金や待遇

問題といふものもまた書かれておるわけでござります。そういう意味におきまして、今回行つたことは適法であるとは思ひます。しかし、なるほど重に対処していきたいと思います。そういう御意見も我々としては注意をしておく必要があるな、そういうふうにお話を承つていて実感しております。おつた次第でございますが、今後よく慎重に対処していきたいと思います。

○坂口委員 総理から前向きな答弁をいただきましてある程度満足でございます。しかし、法案は既に国会に出てまいつたわけでございまして、本來ならば、そういう手続をした上でこの法案が出来なければ、今回のいろいろな問題は起こらないかたのではないだらうか、國鉄も含めまして。その辺に手抜きがあつたという言葉が適當かどうかはわかりませんが、いずれにいたしましても、この法案を出すに至るまでの過程においてもつとやはり踏むべき問題があつたのを手抜きしてきましたが、いかにがなきにしもあらずである、こう断ぜざるを得ません。

そこで、最後に、これは大蔵大臣にお聞きをしなければならないと思ひます、先ほど当局の方から、国家公務員法につきましても、流れおりました思想は私が言つたことがそのとおりである、国家公務員法の文章といふのは、今回のこの改正にもなおかつそこで当ではまるものだというふうに考へるというお答えがありましたけれども、しかしこれは非常に無理をしていると思うのです。けさから法制局にもお邪魔をいたしまして、いろいろ実は議論をしてきたのですけれども、今までの歴史を踏まえますとかなり無理な状態になつてきていると思うのです。こうした問題を踏まえて今後の公務員制度、これは全体を踏まえての問題になりますが、こうした点を検討されるお

は聞かしていただいております。したがつて、この種の問題につきましては、やはりそういう気配りはこれからもしていかなきやならぬ課題だとう問題意識は持たしていただきました。

○坂口委員 あと四分くらいしか残つておりますが、もう一問だけお聞きをしたいと思います。全く違う問題でございますが、今回統一案がここで出されたわけでございます。一元化の方向にこれに向かつていくわけでございますけれども、これは一方におきましては財政上の問題もございましますし、それから官民格差の問題もございました。それからまた一方におきましてもう一つ忘れてはならないのは、これは現在の行政改革との絡みにおきましても私はこの年金の問題は関係ないとは言えないと思うわけでございます。

年金の問題は、こんなにたくさん各大臣が並んでいただいておりますように、各大臣のところ、各省庁にこの年金が分かれているわけです。先ほど大原先生の御質問にもございましたけれども、本當は担当大臣として厚生大臣お一人でいいかもわからぬのですが、大蔵省にもある、あるいは自治省にもある。あるいは文部省にもあるし、農林省にもある。こういうふうに分かれている。これは年金が一元化されるのですから、政府の側も各省の間の年金のあり方といふのがもう少し一元化されいかなければならないのではないかと考へます。私は、もう厚生省なら厚生省が年金担当として全部それを統合してこの問題をおやりになるといふことになれば、職員の問題も、各省庁にばらつと同一年金課があるということではなくて、そこで職員の削減ができるのではないだらうか、そんなふうに思うわけです。

それで各大臣にお聞きをするつもりでおりましたが、時間がなくなりましたからお聞きをいたしました。時間がなくなりましたからお聞きをしましては十三名だそうでございます。それから文部省はお二人——お二人というのが本当かどうか

は聞かしていただいております。したがつて、この種の問題につきましては、やはりそういう気配りはこれからもしていかなきやならぬ課題だとう問題意識は持たしていただきました。

○中曾根内閣總理大臣 年金の一元化という七年を目標にする大きな仕事等を考えますと、まず支払い関係の一元化を年金庁というようなものであります。

学生でやらせたらどうかという思想はすつと前から聞いておりますが、今おっしゃったような点につきましても将来の課題としてひとつ研究すべきものと考えております。

○坂口委員 では、これで終わります。ありがとうございました。

○越智委員長 坂口君の関連質問、柴田君の質問を許します。

○柴田(弘)委員 わざかな時間で我が党の最後の質問をいたします。

私はもといたしましては、今回の四共済年金の改正法案は撤回とか廃案という考へ方は今のところ持つていません、また今後の審議の過程でどうなるかわかりませんが、しかし、自身は非常に問題がありまして、大幅な抜本修正を要求していきます。もしこういった修正の問題が与野党間でまとった場合に政府としてはどう対応されるか、これは今後の私どもの態度を決定していく上に大きな問題でありますので、最後にお聞かせいただきたい。總理、どうですか。

○中曾根内閣總理大臣 可及的速やかに本法案を

の公務員制度のあり方あるいは社会保障制度の歴史などに当然かかわっておりまして、そこは非常にさまざまござります。しかし、概括して申し上げますと、歐米諸国におきましては、公務の特徴性等を考慮いたしまして、一般の被用者年金とは別建ての制度を設けておるというところがございます。その場合には、公務員、官吏というところの概念がまた日本とは違うというような事情もございます。

○安倍(基)委員 今度の職域年金相当部分という部分がござりますけれども、これはどういう根拠で算出したわけでござりますか。

○内田政府委員 今回の職域年金部分の設計でございますが、これにつきましては、公務の特殊性といふことから当然何らかのこういうものが必要であるうといふことで私ども検討いたしたわけでございます。

その検討に当たりましては、一方で民間におきまして企業年金というものが相当普及してまいりておりますので、それとのバランスにおきまして研究する必要もあるだろうということで調べたわけでございますが、企業年金の態様、水準、方式等なかなかさまざまございまして、そのため公務員の場合に持つてくるというわけにはいかない、これはあくまで参考にとどまる、こういう感じでございまして、もっぱら公務員制度の一環

といふ観点に立ちまして、その場合に労使折半の保険料負担でござりますから、やはり負担の限界ということを考えなくてはならない、こういうことがございまして、現在お示しておりますような厚生年金部分に対しまして二〇%、基礎年金を含めると全体で八%強、完成時にそういう水準になるような職域年金部分を設計したわけでございます。

○安倍(基)委員 私、こういうことを言うとむしろ票が減るかもしれないでなかなか言いつらいことでございますけれども、公務員というものについて思い切って官民格差をなくす。格差をなくすことはいいのですけれども、だれもかれも――

か、私は特に警察のシンパでもないのですがけれども、会つてみますと、例えば課で旅行するというときもみんなが行けない、半分くらいしか行けない、しかも一泊以上で行きないというような非常に緊迫した状況のもとに働いている。彼らにそれだけのモラルがあるということはもちろんそれは伝統でございましょうけれども、かつての警察あるいは税務署、そういうものはある意味では非常に身分が保障されておった。退職金も一応あるし、しかも年金もはつきり恩給という形でもらつておつた。そういう裏づけがあつて、しかも一生懸命やればどうにか昇進していく。

ほかの国の恩給を見ますと、アメリカでもイギリスでも、例え最も高い連続三年間の平均給与とか、フランスなどは退職前六ヶ月受けている俸給とか、今までの日本の制度と同じ制度であるわけでございます。これを官民格差といふことで全部下げるという話になるのでござりますけれども、日本の場合にはいわゆる官という人数が非常に多いわけです。

[越智委員長退席、堀之内委員長代理着席] 私がこういったことを見ていまして、ほんとうにこの問題について見直す時期が必ず来るのではないか、その点、今までこれをどの程度本当に持つていかないところはどうなんだろうと私は考えます。

そこで、今のいわゆる職域部分というのですべてを割り切つていくということはどういうことだろうかな。私は税務署とか警察を見ていまして、ほのかの職務に専念している民間とは――民間でもそぞろに立つておるわけですが、それが悪いことをしたら国家はおしませんけれども、しかし権限があり、義務があるという者が腐つてはしようがない。彼らは権限がある。これが悪いことをしたら国家はおしまいでござります。本当にそういった者に対する保障すべきものを保障するというものが公務員制度の趣旨ではないか。官民格差といふことだけで流されるべきではない。

しかも、その官の中には民間企業と全く似たような官もある。私がこういったことを言いますと、まあ――民社党の意見というか、私個人がどんどん出していることでござりますけれども、こういった観点から今回の制度というものをどうお考えになるのか、これについて人事院総裁の御意見を承りたいと思います。

○鹿児島政府委員 お話しのように、一概に公務員と申しましても、それぞれ異なる職種がございまして、非常に服務規律あるいは勤務態様、異なる実態がござります。これらにつきましては、年金の問題は一応おきまして、給与の面におきまして、御承知のように一般の行政職に対しまして、

公務員の中でも非常に大切なことをやつている人間がいる。どれが大切かどれが大切でないかといふ議論はございましょう。私は昔、門司の税関長をしておりましたけれども、職員に対して、一番恨まれるのは大蔵省の税關とか税務署、あるいは警察だ、ところが、こういつたものがしっかりとありましたけれども、職員に対して、一番

か、私は特に警察のシンパでもないのですがけれども、会つてみますと、例えば課で旅行するというときもみんなが行けない、半分くらいしか行けない、しかも一泊以上で行きないというような非常に緊迫した状況のもとに働いている。彼らにそれだけのモラルがあるということはもちろんそれは伝統でございましょうけれども、かつての警察あるいは税務署、そういうものはある意味では非常に身分が保障されておつた。退職金も一応あるし、しかも年金もはつきり恩給という形でもらつておつた。そういう裏づけがあつて、しかも一生懸命やればどうにか昇進していく。

ほかの国の恩給を見ますと、アメリカでもイギリスでも、例え最も高い連続三年間の平均給与とか、フランスなどは退職前六ヶ月受けている俸給とか、今までの日本の制度と同じ制度であるわけでございます。これを官民格差といふことで全部下げるという話になるのでござりますけれども、日本の場合にはいわゆる官という人数が非常に多いわけです。

[越智委員長退席、堀之内委員長代理着席] つまり、そう言つては悪いけれども、地方自治体の印鑑証明なんかばんばん判を押す者も官であれば、警察あるいは税務署あるいはここに来ておられる皆さん、いわば政策立案のために非常に力を發揮している人々もいるわけでございます。そういった人々が第二の人生を考えるようなあるいは汚職に手を出すというようなことがあっては国家的な損失なわけです。でございまして、単に官民格差といふことだけで物事をとらえるべきではない

いのではないか、本当に官の中でももうこれがいなくては社会が成り立たぬ、あるいは本当に大切な政策立案をするそういう者に対し、果たして彼らを通常の扱いとしていいんだろうか、単に恨まれるのは大蔵省の税關とか税務署、あるいは年金の部分にも反映されるもの、

このように考えております。

○安倍(基)委員 特別職という話を言わされましたけれども、さつきの坂口委員の試算でも下がるも

の差は、当然その生涯を通じて出てくるわけでござりますから、年金の部分にも反映されるもの、

り官民の間ににおけるある面における均衡というも

のは考えなければなりませんが、同時に公務員のものは、うふうな職務の特殊性、責任の重大性、とりわけ国民全体に奉仕をしなければならない公務員の立場というふうなものをいろいろ国民の皆さにも理解していただきなければならない、こういうふうに思っております。

る保障が必要なわけです。

日本の場合には、官の名において非常に民間と似たようなことをやつている連中が官と扱われてゐる。その官民格差が一番問題となつてゐるのではないかと私は思います。この点、総理の御答弁がそういうことを勘案した意味の御答弁であるのかどうか。

○中曾根内閣総理大臣 そういう公務員制度はほんたので、それはそれなりのふさわしい処遇が与えられるべきである、そういうふうに申し上げて、いる次第なのであります。

○安倍(基)委員 また、これは私の私見でござりますけれども、しかしこれは長い目で見たときに、必ず問題になる問題ではないかと私は思いま

次に、これはちょっと具体的な問題になりますけれども、軍恩欠格者という人々がいます。私の地元で、こういつた連中は必ずしも民社党の支持者じやないのですけれども、しかしいるいろ話を聞いてみますと、ちょっと不合理な点があるなどと思うのがござります。^{足利}

一年を超えればどんどんと恩給をもらう、それ以下だったらもうそれはダメだ、それはもちろんど

しかし、先ほども申し上げましたように、公務員制度というものは独自のそれなりの体系を持つものでありますて、それなりにふさわしい待遇といふものが与えられなければならない、そのように思います。

○安倍(基)委員 私、数字を持っておりませんけれども、皆さんに海外の事情を調べていただければわかると思います。日本における官といふのは、民間と非常に似たようなことをしながら官であるという要素が随分あるのではないか。つまり、独善的になつてはいけないということは事実ですけれども、権限を持っている人間、そういった人間は腐敗しては困るわけです。そういう人間に對しては、やはりびしつとしたモラルを高め

年生金に通算しようという話が起つたときに、これは金を出してないのだから通算できないというような結論が出たと思います。

私は、この戦後処理の点で、もちろんみんなが損害をこうむったのだけれども、少なくともこういった公的年金の一元化という話が俎上に上つたときに、彼らのいわば軍歴を救済してやつたらどうかと思つた。二日ほどでつづり、直後にこ

うたどと思ふと申しますのは、軍艦といいまして、も、彼らは民間で働いていた人々でございます。こういつた人々を、例えば十二年を超えている者は軍人恩給をどんどん上げて、しかもスライドしていく、少しでもそれに欠ける者は厚生年金も全然通算もしない、もちろん一万五千円ぐらいずっと払つたということですが、私どもの支持者じやないけれども、それではいさきか公平感に欠けるのじやないか。こういつた公的年金一元化の機会

にこれはもう一遍見直す必要があるのではないかなど私は考えておりますけれども、これについての御見解をお聞きしたいと思います。

○増岡国務大臣 軍歴の期間を清算することができないという一つの例としては、厚生年金保険制度ができましたときに、それまでに働いておった方々についてはその制度を適用しないということ

がございましたので、そういう方々との公平の観点から問題があるということでありました。軍歴

通算問題に関する報告をおきました、「恩給受給資格年限に満たない軍歴期間を厚生年金保険及び国民年金に通算することは適当でない」という報告をいただいておるところでございます。またさらに、そのことは戦後処理問題懇談会報告においても確認されておるわけでござりますので、まさに残念でござりますけれども、目下のところ可能性はないということとござります。

○安倍(基)委員 どうも言つていることがはつきりしないのですけれども、厚生年金の場合にはちゃんと加入者がお金を積み立てたじゃないか、ところがそういった軍歴欠格者の場合には払つてないと言いますけれども、彼らは、何年間かは自分たちの体をもつて国に奉仕したわけです。今自衛隊で

雇うならば相当の給料を払わなければいかぬ人々なわけでございます。しかも、彼らが通常の共済年金の関係でありますと、これは通算したのじやないのですか。そういうことを考えますと、これはいかにも不公平ではないかな、公的年金の一元化のときに何らかの形で通算というようなことを考へる必要があるのじやないかなと私は考えております。これは総理がどこかへ行かれちゃつたものですから、帰られたら御意見を承りたいと思ひますけれども、もう一遍厚生大臣、この点いかがでござりますか。

○**増岡国務大臣** 先ほども申し上げましたようなほどの例との公平の観点、あるいはいろいろな研究報告の結果がございますので、この点につきましては、まことに残念でありますけれども、御期待に沿ひ得ないものと思います。

○**安倍(基)委員** それでは、この問題は総理が帰られてから総理の御意見を承りたいと思ひますけれども、——ちょうど帰つてこられたから……。

今総理の立たれている間に、軍恩欠格者の話をいたしました。私がお話ししたのは、保険料を払つてないじやないかということで厚生年金から外されているわけでございますけれども、彼らは、何年間かは自分の体をもつていわば奉仕した。しかも、共済関係で統ければそれは通算する、厚生年金はしなかつた、体をもつて尽くしたそいつ連中が通算もされない。私は今、彼らに軍人恩給を出せとは言つております、随分財政負担が悪い時期でございますから。しかし、何らかの形で公的年金を一元化するときに考慮してもらひのじやないか。総理は、戦後の総決算とおつしやいますけれども、こういった連中は決してずっと職業軍人だけではなくて、民間で働いていた連中でございます。私は、いかにもその不均衡が目につくのではないかなどいうことでございまして、厚生大臣は、それはだめだといふお話をございましたけれども、この点はいかがでございますか。

○**中曾根内閣総理大臣** いわゆる恩給欠格者問題につきましては、さきの戦後処理問題懇談会にお

きまして二年半にわたって検討を加えた上で、「これ以上国において措置すべきものはない」とするとともに、関係者の心情に深く心をいたすという趣旨から、特別の基金を創設することを提唱しております。

政府としましては、この懇談会の報告の趣旨に沿つて特別基金の事業内容等について関係省庁とともに十分協議して検討していくことといたしておりまして、現在これに連絡して、関係者の実情、基金に関する希望等について調査をしているところでございまして、そういう程度で御了解をいただきたいと思う次第であります。

○安倍(基)委員 どうもでてきた作文をお読みになつただけなんで、私の言つた趣旨が十分通じていなかつと思ひます。この問題ばかり取り上げる気持ちはないのでござりますけれども、いずれにいたしましても私は、この問題はちょっと尾を引く問題であるなと思つておりますし、戦後の総決算をなさるというのであれば、少なくともこの厚生年金の通算ぐらゐのことは考へるべきじやないか。要するに、さつきお話ししましたように、彼らが共済関係の官吏みたいな格好でいくと通算されたらしいのです。民間で働くと通算されないというのはいかにも不合理じやないか。私は、彼らに軍人恩給をやれとは言つていい、そういう面の処理があるのではないかと考えるのでござります。

いろいろございますけれども、最後に、いわゆる公的年金の一元化はどういうスケジュールでなさるのか。例えば拠出方法なども一元化していくのか、あるいは負担割合をどう変えていくのか、これは先々の問題でござりますけれども、この辺の問題を含めて今後これをどうしていくのだろうかなという点について御見解を承りたいと思ひます。

○増岡国務大臣 その問題につきましては、多少現業業務の一元化ということにも関係してくるかと思います。私どもは、年金制度の公平と安定ということを念頭に置きながら、負担と給付の公平

を図る、なおかつ、各制度の安定を図るといふことを主眼といたしておるわけでござります。ただ、これは昭和七十年度までに一元化するということでござりますから、若干時間がございますので、いろいろの問題もよく研究してみたいと思ひます。

○安倍(基)委員 どうもはつきりしないのですけれども、例えばこれから運用がいろいろ問題になると金利が自由化される。そうすると、運用面で從来自主運用させていたものもあれば、全部預金部に持つていつたものもある。自主運用の中でも、私は最近よく議論するのですけれども、例えば金利を求めて海外にばんと投入する。それがいわば為替差損で大損するというような運用もあり得るわけ、現在は、聞いてみますと、そういうものは安全確実に運用するというよくな歯止めを設けているようですが、けれども、こういったことも含めまして、将来どういうふうに一元化というものを拠出面において、運用面においてそれぞれ考へていくのかということをござります。

○増岡国務大臣 運用の面につきましては、保険料の積立金とその運用益というものが将来の課題になる支払いに対する元手になるわけでありますし、またピーク時におきましての保険料負担の軽減にも役立つわけでありますので、年金の積立金の高利運用は一層要請が高まるものと考えておるわけでござります。

特に共済年金におきましては積立金の自主運用が認められておるわけでありまして、これも一面からの官民格差と言えるかもわからないと思うわけでございますから、積立金の一部について民間の活力を利用した別建て高利運用の要求を六十一年度の概算要求でいたしておるところでござります。

○安倍(基)委員 これから保険料の負担が増大していくとなると、これをどう運用していくかといふことが確実問題になると思ひます。運用で利益

をどのくらい上げていくのか。上げてといつても逆にいろいろなりスクがあつても困る。財投をこれからどうするのかというような問題にそれぞれ絡まっていくと思ひますけれども、この辺につきまして、運用部資金をこれからどうするのだろう

ということについての大蔵大臣の御見解をお願いしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 いつも申し上げますように、財投というものの基本から考えなければならぬわけでございますが、従来から、そのときどきの経済情勢や社会的要請に応じてその事業内容、融資対象、これらを見直して、整理を行ながら適正な資金配分を今日行つておる。したがいまして、財投というものの意義からいたしまして、資金運用の金利等をどうするかという政策課題が一つあります。一方は、今度は年金資金をより有利に運用しようとする目的がござります。結局、今日のところ、国の信用において集めたものは一元的に運用するのがいわば筋である。行革審、臨調等からの答申に基づいてそれを行つておるところであります。

したがつて、この問題につきましては、私どもはその趣旨を今日まで主張いたしておりますが、今厚生大臣からお答えがございましたように、来年度予算要求に際しての概算要求に当たつて、自主運用の範囲拡大とでも申しますか、そういう問題が出てきておりますので、これについてはそういう要求をされる権限もござりますし、また我々は今後話し合いを進めていく、こういうことになるのではなかろうかと思つております。

○安倍(基)委員 大体お聞きすることはお聞きしましたからこの辺でやめておきますけれども、最後に私は、さつきお話ししました公務員のモラルという関連で、官民格差ということで、要するに人数が多く過ぎる。これは、なかなか言ひ方があつたのですが、本当の意味の官と民間とはほとんど変わらない官をひとつと区別して、民間と

う。しかし、本当にこの人間が悪いことをすれば大変だ、権限を持っている、それだけ責任を持つている。しかも、私はさつきもちよつと言いかけたのですが、高くもらっているものを低いものに合わせるということも考えられますけれども、逆にいい人間を集めて職務に専念させるためには、

例えば裁判官じゃなければ、彼らが第一の人間など考えないでそれに全力投球でくるということが必要なわけございまして、いわゆる抽象的情報でござりますが、ただ、私ども公務員及び公務員はおかしいのじやないか。この点についてもう一度人事院總裁と總理の御見解をお聞きして、私

の質問を終わりたいと思ひます。

○内海政府委員 仰せの意味は大変よくわかるのでございますが、ただ、私ども公務員及び公務員制度というものを対象にいたしております場合、おつしやるような形で区別をすることが果たしてできるかどうか、あるいはそれが適当かどうかとおおむね考へておられるかと思ひます。そこで、民との関係におきましても、その均衡を得るという点もまた大事な点ではあると思ひます。

につきましては、それぞれの法規に基づきまして、それぞれの待遇なり制約が与えられております。私は、民との関係におきましても、その均衡を得るという点もまた大事な点ではあると思ひます。

○中曾根内閣總理大臣 国家公務員、地方公務員につきましては、それぞれの法規に基づきまして、それぞれの待遇なり制約が与えられております。私は、民との関係におきましても、その均衡を得るという点もまた大事な点ではあると思ひます。

○堀之内委員長代理 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 今回の四つの年金共済法案の改正趣旨として、「高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、我が國公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため」ということが言われております。これだけ見ますと、働

人々が年をとったときに安心して生活を送れる
ように今度の法改正が行われるようと思われるわけ
ですけれども、しかし一方、この改革の内容な
るものに立ち入つてみると、掛け金は、共済によ
つて違いますけれども、大体二、三倍に引き上げ
る、これを四十年間掛けさせる、そして年金の支
給開始は、最近公務員関係などは五十五歳から六
十歳に引き上げて今は経過措置の最中だというの
に、また六十五歳に引き上げるわけであります。
さらに、もらえる年金額は二、三割切り下げると
いうことになつております。働く者にとっては全
面的な改悪だと言わざるを得ないわけであります
が、総理は、これでも高齢化社会に備えて、働く
人たちが安心できるようになるんだというふうに
お考えでしようか。

○竹下国務大臣 今回の年金制度の改正は、高齢化社会の到来に備えまして、公的年金制度の一元化というものを展望しながら、給付と負担の均衡を図つて、公平で安定した年金制度を確立するというがあくまでも目的であります。したがつて、年金の給付水準を適正化するといったとともに、将来的に見た組合員の負担を軽減しようと、こういうことでございます。したがつて、先ほどおつしやいました国庫負担を減らすためではないかと言わわれるのは当たらないというように考えます。

国庫負担につきましては、現行制度に比べますと、当初は、経過措置が設けられておりますなどそのためほどんど変わらなくて、将来に向かつて給付水準の適正化により低下することが予想されますが、むしろ基礎年金の給付に要する費用に国庫負担を集中することとしておりりますので、すなわちその限りにおいて見ますと全国民に公平な国庫負担を付する、結果的にはそうなるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○小沢和委員 今の大蔵大臣の答弁によつても、適正化によって長期的には低下をするということは確認をされたと思います。

私は、国が負担を逃れる姿勢というのが一番はつきり出ているのが先ほどから議論をされております国鉄共済の問題ではないかと思うのです。國生年金の負担率がこの十月から大幅に上がりまして一二・四%になりました。このことで私たちも非常に大変で重い、将来払い切れないんじやないかというような声も聞くわけでありますけれども、ところが共済年金の関係は、国鉄が二〇・四%というのを初めとしてほかの共済も厚生年金に比べるというと非常に重いわけであります。これは共済の給付水準との関係もあるとは思いますけれども、しかし、国鉄の共済の危機をいわゆる五ヵ年間の財政調整という形でこれらの共済に押しつけたということがこういうふうな非常に高い財源の負担率になつているということではないのですか。

○竹下国務大臣 いつも申し上げますように、実際問題として五十年の公企体共済と国共済との統合、これは公的年金制度のいわば長期的安定を図るための公的年金制度の一元化の一環、そこで、よく親戚同士とかいいますが、制度の内容、沿革が類似している国家公務員の方と旧公企体職員との年金制度の統合を行つたわけあります。その際も、労働側、経営者側、学識経験者とともに随分長い議論が行われましたが、国鉄共済の財政が悪化したのは、輸送構造の変化によります職員数の減少あるいは職員の年齢構成のゆがみ、すなわち満鉄から帰ったとか、いわば我々級の年齢の人の肩が厚いとかいうような問題もございまして、そういう国鉄特有の原因があることも事実でございますが、より基本的には、要するに小さい単位の共済というものの持つ宿命というものがあるのではないか。なんかくそそういう小さな保険団体で運営してきたために大幅な要員減少の影響をより強く受けたということからいたしまして、長期的に安定した設計に事欠いておったといふ結論からいたしまして、とにかく労働者連帯といふ形で社会保険制度の枠内で解決すべきだということいろいろ御議論をいただいて、法律案を作成し、国会で審議していただくに至つた。これは本当に労働者連帯といふもの典型的なすばらしき形で社会保険制度の枠内で解決すべきだということを私はその際に感じました。このことは素直にいつでも私が申し上げているところであります。

られて、保険金を払う人はどんどん減っている。こういう政府の政策によつてこういうような事態が引き起されたわけでしょう。しかも、それだけではなく、先ほどもちよつと話が出来ましたけれども、鉄道省と言つていたような時代からの恩給の負担なども大変膨大な金額ですが、追加費用ということでやはり全部国鉄などに持たせるといふことになつてゐるわけですね。だからこういうような大変な危機が来たわけです。

本来国が持つべきものを、国鉄、それからそのOB、さらには親戚関係などとあなたおつしやるけれども、同じ公社形態だった、もう今公社形態でなくなつたけれども、電車とかあんなに親戚だなどといつて押しつけることがどうしてできるのですか。あなたの方の全く勝手な理屈にすぎないんじゃないですか。五十八年にああいうような共済の統合をやつて押しつけたことが間違いなので、これは直ちに国が負担するようにしてそのところを手直しすべきじゃないかということを私は申し上げたいのですが、いかがでしようか。

○竹下国務大臣 小沢さんの理論は小沢さんの思想、哲学を背景にしてお述べになつておることであります。それを私は軽べつしょようと考へは毛頭ございません。それは本当にちゃんと静かにお聞き申し上げておるわけでございますが……〔ふざけちゃいけない」と呼ぶ者あり〕ちょっと委員外発言は御遠慮願います。お互いの国會議員として紳士的にやりたいと思います。

そこで、今の論理というものは、これはあくまでも小沢さんの立場に立つての論理であつて、親戚と申しますのはいささか俗過ぎた言葉かもしません。しかし生い立ちは一緒ですよ。そしてまた、満鉄の方がお帰りになりまして——それは私どもの年齢です、もう皆おやめになつておりますが、戦後、あごひもを締めて、そして軍手をはめて、体で我々を押し込むようにしてあの輸送に励んでいらした、私はあんなとうとい姿はないといふで、でも思うのであります。そういうものに対する国民の関心が、私はあの場合労働者連帯という表現

を使つておりますが、そういう姿として出たんじやないかといふようにいつも見ております。

したがつて、世の中の推移の中でいろいろ変化がありました。それをすべて国の責任という断定の仕方は、言論は自由でありますから結構あります。

ほど私も愚かではありません。

○小沢(和)委員 今の発言も大分問題があるので

すけれども、そこら辺にかかずらつていてる質問

そのものができなくなつちやうから先に行きます。

けれども、私も先ほどからの国鉄共済問題の議論

を一生懸命に聞いたわけあります。そもそもこ

の連合審査をやるようになつたといふのは、国鉄

共済の救済の問題につきまして政府が明確な態度

を示さなかつたために、それぞれの委員会での審

議が難航している、こういう事態を開拓しようと

いうことで開かれたと聞いておりますから、当然

私はこの席で前向きの答弁がなされるかと思って

おりましたら、先ほどあれだけ詰められて

もなお法案の審議が終わるまでに検討して報告す

るという程度のことと終わつてしまつたんですね。

私はきょうの連合審査を何のために開いたのかと

かと言いたくなるわけであります。

先ほどの答弁では、六十四年度まで国鉄共済の

支給が確実に行えるように政府として策を立てる

といふように言われました。国が負担するとう

とう言われなかつたわけであります。そうすると

と、端的に尋ねしますけれども、國は負担する

気がないということだつたわけでしょうか。

○竹下國務大臣 あくまでも、お答えいたしまし

たように、六十四年までの不足分については政府

の責任において解決策を講じます、こう言つてい

るわけであります。その解決策の中身につきまし

ては、きょうも立派な議論がございました、そう

いう議論をも踏まえながらこれから検討しましょ

う、こう申しておるわけであります。

○小沢(和)委員 だから、端的に尋ねをしてい

るわけです。解決策を講じましようといふのは、

国が負担をするといふことも含めて検討するの

か、それはもう除外して、どこから金を引つ張ります。したがつて、世の中の推移の中でいろいろ変化があります。それをすべて国の責任といふのですかとお尋ねしておるわけです。

○竹下國務大臣 国が負担すると申しましても、これは国民からちょうどいいする税金でございま

す。したがいまして、もちろんのことを考えなが

ら対応策を講じます、こう申しておるわけがあり

ます。

○小沢(和)委員 だから、お金を出すと言つて

も、五十八年度のときのように、国家公務員の共

済とか旧電電の共済とかああいうようなところ

から出してきて、國の懷は全然痛めないでやるとい

うやり方だつてあるわけでしょう。だから、あ

た方のお話を聞いてみると、どうもそういうよう

に何とか今度も持つていただきたいということで考

えたいと言つておられるのじやないかといふふうに

聞こえてしようがないわけです。だから、端的な

ところ、國が出る考え方も含めて検討するのかと

お尋ねしているわけです。

○竹下國務大臣 もろもろの意見等を参考にしな

がら検討させていただく、こう申しておるわけで

あります。

○小沢(和)委員 そうすると、もう一つお尋ねし

ますけれども、オール日本という形でこの国鉄共

済の救済をやりたいといふ趣旨のことを言われた

といふふうにさつき聞いたのですけれども、オー

ル日本といえば、これはいよいよ四十九兆円の積

立金を持っている厚生年金と一刻も早くドッキン

グさせてそつちから金を出したい、これがオール

日本という意味じゃないかといふふうに聞こえる

のですが、どうでしよう。

○竹下國務大臣 これは、保険集団というものを

大きくしていけばそれは一つの論理が通るわけで

ございますが、オール日本と申しましたのはまさ

にオール日本でありまして、特定のものを念頭に

置いて申し上げたわけではない、こういうことで

あります。

○小沢(和)委員 もちろん私は、厚生年金とドッ

キンクさせてそつちから金を出すなんというこ

は絶対反対です。さつきから申し上げているとおり出したいということで今から策を講ずるというのですかとお尋ねしておるわけです。

○竹下國務大臣 国が負担すると申しましても、逃げているということを特に国鉄を中心にして追及してきたわけありますけれども、企業の年金

についての財源負担が少ないということも申し上げたいわけあります。

年金財源は労使で折半して負担をするという形

をとつておりますから、労働者の負担が重くなれば企業の負担も重くなるよう見えますけれども、私はそれは錯覚だと思うのです。しかし、企業の方は労働者の数に応じて負担をしていくわけでも、私はそれを確かに重くなるんですよ。しかし、企業の方は労働者の数に応じて負担をしていくわけですから、人減らし合理化によつてどんどん労働者が減つていけば、年金の財源負担というのは、その企業としてみればうんと減るということが当然考えられるわけでしょう。

実際、東洋経済統計月報の本年八月号によりますと、東京証券取引所の一部上場会社は、この十一年の間に、平均一社当たり労働者を四千三百十二人から三千七百四十六人に、五百六十六人減らしておるのですね。だから、我が國を代表する一部上場会社は、金融、証券関係を除くと九百八十六社あるのですが、実に五十五万八千人の雇用数を減らしているわけです。これらの会社の年金などの負担軽減額というものは莫大なものじやないです。こういうふうなところに対してもつと負担を求めるのが当然ではないでしょうか。

○竹下國務大臣 年金に要するに費用の労使折半負担、これは社会保険全般を通ずる原則でござりますね。特に私の担当しております共済、これの場合には、仮に使用者側負担と申しましても、それは一般納税者の負担、こういうことになるわけでございます。したがつて、それはある意味において国民に対する負担転嫁、こういう問題がござい

ますので、現行の労使折半という原則、これは妥当であるといふふうに考えております。

○小沢(和)委員 先ほど中曾根総理は、同じよう

な問題を同僚議員が質問したのに対しまして、新しい視角から財源問題を絶えず見直していきたい

といふふうに言わされました。私は、この財源問題を絶えず見直していくといふ中には、今私が

申し上げたように、大企業などはどんどん人を減らして、そのため年金についての負担が非常に軽くなつていてるというような状態に着目して、そこからもつと負担を求めるというようなことも当然含まれて考えられているんじゃないかといふふうに思つたのですが、総理大臣としてはいかがですか。

○中曾根内閣総理大臣 時代の進歩に応じてさまざまな角度からよく点検して見る必要がある、そういう意味であります。

○小沢(和)委員 今も申し上げたように、これら

の企業が非常に負担能力があるということはいろいろな角度から言えると私は思うのです。労働者一人当たりの売上高は、この一部上場会社は、全

体として平均すると、この間に二・六倍に伸びているのです。ところが経常利益の方は実に四・五九倍。だから経常利益の方が倍以上のテンポで伸びている。これはどんなにこの一部上場会社などがこの間にこういう利益を蓄積して、大きな負担能力、余裕を持つようになつてゐるかといふことを端的に示してゐるのではないかと私は思うのです。

○小沢(和)委員 国際比較で見ましても、日本の企業の社会保険負担率が先進国サミット参加のいわゆる七ヵ国中最底であることは、私は昨年末總理に質問する機会にも質問をしたわけあります。日本は労使の負担割合が一対一・一五、つまりほぼ折半になつておりますが、最高のイタリアは一対四・五七になつております。サミット参加国外では、スウェーデンなどでは全額企業が負担して、労働者には社会保険料は一切出させていないわけであります。

二七

だから、日本でも企業、特に大企業の負担をもつと引き上げて、諸外国並みに三対七に企業の負担を上げる形で変更することができる時期に来てゐるのではないか、共済についても国などの負担を上げて三対七にすべきではないか、私はこう考へるので、総理、いかがお考えでしょうか。

【堀之内委員長代理退席、越智委員長着席】

○増岡国務大臣 年金は、給付は個人になされるわけでありますから、給付と負担というのことを考えますと、やはり人を雇っていない企業に負担を求めるということは問題があろうかと思います。また、御指摘のように、仮に企業の負担を多くすればするほど逆に人を雇うことをやめるという傾向もあらわれるのではないか。人を少なくした方が得だということになると思われる、そういう危惧もあるのではないかと思います。

○竹下国務大臣 共済の場合には、先ほどもお答えしましたようにやはり国民に負担を転嫁する、こういう論理が成り立つのではないかかと思います。

○小沢(和)委員 今の問題については今後もさら

に議論を続けたいと思います。

さて、ようやく年金をもらえるようになります。でも、先ほど申し上げたようにその額が三割ある。今はそれ以上切り下げられる方もいるわけであります。厚生省の昭和五十九年老人実態調査によりますと、六十五歳以上の老人の七八・三%といいますから十人中八人までは年金が主な収入だとされています。それを三割も切り下げられたらどうして安定した老後生活を送ることができるか。特に重大なのは定額部分の切り下げ率が大きいことだと思います。今まで勤続一年につき二千四百円を掛けておりましたものが今度は千二百五十円になるわけですから、カット率は実に四八%にも達するわけであります。平均的な引き下げ率が今約三割くらいというふうに申し上げたのを見ても非常に大きい。定額部分が大きければそれだけ低所得者が優遇される、いわゆる再配分効果とい

うのあるわけでありますけれども、これでは全く逆ですね。私は、財政が苦しくてどうしても削らなければならぬということになるならば、いわば最低保障に当たる定額部分はできるだけ手をつけないようにして、その上積みになる定率部分を中心にして調整をするというのが当然の発想にならなければならないのじやないかと思うのですけれども、今回のような引き下げのやり方というのには、その点でも非常に重大な問題があるのでないかと私は考えますが、いかがお考えでしょうか。

○吉原政府委員 従来の制度は定額部分と報酬比例部分に分かれておつたわけでございますが、新しい制度におきましては、定額部分とは違いました。基礎年金ということにしたわけでございまして、基礎年金とその上位の報酬比例部分に分かれています。やはり年金の水準を考へる場合に、基礎年金とその上の報酬比例部分のバランス、そういうふたものを考えて新しい年金制度の設計をしたわけでございまして、今御意見のように定額部分中心、新しい制度で言う基礎年金を中心にして報酬比例部分は少なくていいという考え方の方は私ども持つてないわけでござります。やはり労働者の老後の年金いたしましては、基礎年金とそれとバランスのとれた形での報酬比例部分があるということが望ましいのではないかという考え方には立つてゐるわけでござります。

○小沢(和)委員 私の主張をねじ曲げてもらつてしまつて、よく年金をもらえるようになります。でも、先ほど申し上げたようにその額が三割ある。今はそれ以上切り下げられる方もいるわけであります。厚生省の昭和五十九年老人実態調査によりますと、六十五歳以上の老人の七八・三%といいますから十人中八人までは年金が主な収入だとされています。それを三割も切り下げられたらどうして安定した老後生活を送ることができるか。特に重大なのは定額部分の切り下げ率が大きいことだと思います。今まで勤続一年につき二千四百円を掛けておりましたものが今度は千二百五十円になるわけですから、カット率は実に四八%にも達するわけであります。平均的な引き下げ率が今約三割くらいというふうに申し上げたのを見ても非常に大きい。定額部分が大きければそれだけ低所得者が優遇される、いわゆる再配分効果とい

私は、高齢者が老後を安心して送るために必要なのは、年金と医療だけではないと思います。核家族化が進行し、老夫婦だけあるいはひとり暮らし老人がふえていくという現状を考えますと、もつと総合的な老人福祉のためのサービスを社会が提供することが緊急に求められていると思うのであります。

その点の第一は住居の問題です。総務省の住宅統計調査によりましても、年収の高い者はほど持ち家を持ち、低い者はほど借家に入っています。その住居費を見ると、総務省の家計調査年報によると、年収二百万円未満では実支出の七・七%という大きな率を占めていますけれども、収入がふえるにつれて減り、七百万円以上の方では家計の二・二二%にすぎない、低所得者の三分の一以下の住居費になるわけがあります。でありますから、現役時代に高所得だった人は早くから持ち家を持ち、高額の年金を大部分生活費などに充てて悠々自適できる。しかし低所得者は、現役時代も引退後も借家住まいでの、わずかな年金の相当部分を家賃に出さなければならないということになるわけです。

最近私はスウェーデンの社会保障について勉強する機会があつたのでありますけれども、スウェーデンでは老人向けの住居の世話を大変行き届き、低所得者には基礎年金の二〇%相当の住宅手当が支給されております。そのほか、ホームヘルパーの派遣、トランスポートサービス、食事、入浴、洗濯などのサービスも極めて充実しております。

日本にもその種のサービスは設けられてはおりませんけれども、スウェーデンのようにどこでもだれでも利用できる、低所得者は非常に低廉なお金でそれを利用できるというふうにはなつておらないのが実情であることは関係者はよく御存じだと思います。真に高齢化社会に対応しようとしている気概が、財政が苦しいからというのではなく、このような総合的な老人保障の実現のために思ひませんけれども、ただ、社会主義国については、経済建設がうまくいっていないとか経済だと思うのです。きょうは時間もありませんから社会主義国の年金や医療などについては触れようとは思いませんけれども、ただ、社会主義国に

の質問をお聞きになつて答えられたのでしょうか。

私はお尋ねしたのは、医療や年金などだけでなく、住居とかその他のいろいろな福祉の総合的なサービスを社会が提供できるように、政府が先頭に立つてその施策の実現に取り組まなければなりませんのではないかとお尋ねしたのです。今のはそれに対するお答えですか。

○中曾根内閣総理大臣 つまり、急速な高齢化社会を迎えるまで、それに対応できるような年金制度等を至急整備する、そういう意味から大きな改革に取り組んでいるところでもございます。

○小沢(和)委員 失礼ですけれども、総理は今私の質問をお聞きになつて答えられたのでしょうか。

私はお尋ねしたのは、医療や年金などだけでなく、住居とかその他のいろいろな福祉の総合的なサービスを社会が提供できるように、政府が先頭に立つてその施策の実現に取り組まなければなりませんのではないかとお尋ねしたのです。今のはそれに対するお答えですか。

○中曾根内閣総理大臣 つまり、急速な高齢化社会が近づいてきておりますから、すべての面においてサービスを社会が提供できるように、政府が先頭に立つてその施策の実現に取り組まなければなりませんのではないかとお尋ねしたのです。今のはそれに対するお答えですか。

○小沢(和)委員 そうすると、そういうような医療、年金以外の総合的な福祉施策というのを諸外国に比べると日本は非常に貧弱なんですね。そこまで総合的に常に点検をして充実した生活を送れるようになりたい、そういう意味で申し上げたのであります。

○小沢(和)委員 そうすると、そういうような医療、年金以外の総合的な福祉施策というのを諸外国に比べると日本は非常に貧弱なんですね。そこまで総合的に常に点検をして充実した生活を送れるようになりたい、そういう意味で申し上げたのであります。

○中曾根内閣総理大臣 おくれている面もあるし、進んでいる面もあると思うのです。しかし、それを充実するために取り組みたいというお答えだと思います。

○小沢(和)委員 あなた方がどうしても削るというから、どうしても削るというのであれば最低生活保障はどうしても優先的に確保するという発想に立つた調整が必要でないかということを主張しているんじゃないですか。あなた方がどうしても削るというから、どう

しても削るというのであれば最低生活保障はどうしても優先的に確保するという発想に立つた調整が必要でないかということを主張しているんじゃないですか。あなた方がその点についてはどちらに答弁できなかつたのだというふうに理解をいたします。

時間も詰まつてきましたから、次の質問をします。

るということについては私は指摘をしておきたいと思うのです。そして、先進資本主義国でも、軍備や財政危機を理由に社会保障を切り捨てようとしている国ばかりではありません。先ほどから例を挙げているスウェーデンなども、財政的には苦しいのですけれども、政府支出を抑制しながら、その内容とそれから財政収入の面での税制の改革によって経済成長のインセンティブを高めながら強い福祉ニーズに対してはこたえていこうという政策をとっているわけであります。高い福祉水準をこの中で守り抜いていく。国民もその方向を支持したことは、最近のスウェーデンの総選挙の結果でも明らかだと思います。

もう一言言いますなら、この政府支出抑制の中には、今後十年間で六千人の兵力を削減することも含まれているわけであります。スウェーデンは人口が一千万足らずですから、六千人も減らすということは、日本でいつたら七、八万人ぐらいいは減らすということに当たるのではないかと思うのですね。スウェーデンが目指してきた福祉国家は破綻したというようなことが日本ではしばしば言われますけれども、福祉を守りながら経済的にも困難を乗り切りつつあるということで、OEC Dなどで高く評価されていることは御存じのところであります。

日本は巨大な経済力を持つております。この国力を軍備拡大などではなく高齢化社会への対応に集中するならば、私はスウェーデン以上に高い福祉の社会をつくり出すことができると考えますが、首相は今こそこのような国政の方向に発想を転換して取り組むべきではないかということを私は最後に指摘をし、総理の見解を求めて終わります。

○中曾根内閣総理大臣 御意見として承っておきたいと思います。

○小沢(和)委員 終わります。

○越智委員長 江田五月君。

○江田委員 総理、長時間でお疲れと存りますが、あと四分ですのでひとつお許しをいただきた

いと思います。
高齢化社会の到来、先ほどから強調されておりますが、確かにそのとおりで大変な事態だと思いますね。しかし、この急速な高齢化、世界に例を見ない高齢化というのは、決して困ったことないわけじゃないので、むしろ日本人がどんどん長生きをするようになつてくる、お年寄りがふえてくるということは、ある意味で大変にうれしい、好ましいことだと思いますね。自由民主党の新政策綱領ですか、この間発表になられたものでは、先ほどの総理の答弁の中にもあります、「長寿社会の到来」という言葉を使いつけていて、古来日本で長寿という言葉は大変めでたい言葉なんですから、めでたい、めでたいと言わなくてはいかぬと思ひますが、それにしても、それは政策上いろいろな困難を抱えていることは確かです。しかし、この年金制度の改革というのは、決して何か困ったことだということではなくて、やはり未来に希望を与えていくんだ、すばらしい未来をつくっていくんだという改革でなくてはならぬと思う。私たちは、こういう時代にやはり新しい国民のコンセンサスというものをひとつつくっていく努力をしていかなくてはいけない。確かに年金を受ける方からいえば負担は少ない方がいいし、給付は多い方がいいし、支給年齢は早い方がいい。しかし、それはそばばかりは言つていられない。限度がある。そこで、どこかでバランスをとる。しかし、そのバランスのとり方というのは、国民のコンセンサスによつていろいろ変わつてくれるわけですね。

くつてきてくれた大変に貴重な先達ですから、これを大切にしていくことは当然。しかしそれだけでもなく、やはり人間それぞれに自分の能力を精いっぱい發揮し、はじめてそのときそのときを一生懸命に生きていけば、高齢を迎えて生活に困るというようなことなく——もちろん、人間パンのみにて生きるにあらずですから精神的なものも大切ですが、しかし、やはり経済的な基礎がしっかりしていなければならぬ。ちゃんとした人生を送つていけば老年になつて年金ということできちんと生活ができるいくんだ、そしてその年金生活というものは人間のライフスタイルの一つの時期なんだ、そのことは決して気兼ねをすることでも何でもないんだ、そういう五十年から八十年への常識の転換をしなければならぬと思うのです。

さて、ところで、もう時間がほとんどありませんが、先日総理が、これは六十年十一月十五日ですが、参議院議員秦豊君提出の質問主意書に答弁書をお書きになつていますが、その中では、「国民の一人一人が、国家という共同社会を構成する一員としての自覚を持ち、また、社会的責任を適切に果たすことが重要」そういうくだりがあるのですね。これはこのまま読めば、それはそのとおりだ。まあ国家というのが共同社会であったかな、ちょっと国家と共同社会は違うんじゃないかという感じもありますが、まあそれはおいて、そのとおりだという感じもする。

しかし、これを余り言われますと、お年寄りなんかどう思うだらうか。自分たちはもう共同社会を構成する一員といったって、年もとつてよたよたで、社会的責任を適切に果たせと言われてもどうにもそういうことができないので、だんだん気兼ねをし、小さく小さくなつて生きていかなくてはならぬ、そういうふうにも読めるのです。そのためのくだりが総理は新國家主義じゃないかと言われているところだと思いますが、これは弁解なさることがありますか。

やなくて、実は仕事と孫と年金だろう、そう思つておるのです。私自身がだんだん年をとつてしまして、やっぱり仕事と孫と年金だなあ。江田さんも私ぐらいになるとそういうふうにお思いになりますよ。

それから、お年寄りになつた方々は、結局はあるさとというものを非常に大事に思うようになるだろうと思います。後ろにあるさと論の元祖がおられます。私はそう思います。あるさとの中には心のあるさとがあれば、住んでいるあるさともあります。自分の国というものはあるさとの中になります。そういう意味で大事にしていきたいと思つておるわけです。

○江田委員 時間が来ましたので、終わります。
○越智委員長 次回は、明二十日水曜日午前十時より連合審査会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十分散会

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法

法律案

[大蔵委員会議録第一号参照]

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法

法律案

[地方行政委員会議録第一号参照]

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する

法律案

[文教委員会議録第一号参照]

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する

法律案

[農林水産委員会議録第一号参照]

昭和六十年十一月二十七日印刷

昭和六十年十一月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W